

1. 平成8年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策

付録 1 は、平成 8 年 5 月に刊行
されたものです。

第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進	327	第3章 自然と共生する豊かな環境の創造	342
第1節 総合的・計画的な施策推進	327	1 生態系の多様性の確保	342
1. 各種計画との連携	327	(1) 野生動物種の多様な保全	342
2. 各種計画との連携	327	(2) 野生動物種の生息・生育空間の確保	342
3. 多様な施策手法の活用	327	2 多様な自然環境の保全・回復・活用	342
第2節 規制的手法における環境への配慮	327	(1) 貴重な自然の保全	342
1. 規制的手法における環境への配慮	327	(2) 森林環境の保全・整備	343
2. 環境影響評価の活用	328	(3) 地域緑地の保全	344
3. 自主的な環境管理の促進	328	(4) 農空間の保全と活用	344
4. 経済的手法による環境負荷の低減	328	(5) 水辺環境の保全と活用	345
第3節 自主的な活動の促進	328	3 自然とふれあう場と機会づくり	345
1. 環境教育・学習の促進	329	(1) 自然公園の整備・管理	345
2. 自主的な活動の支援	329	(2) 森林とのふれあいの場と機会づくり	345
第4節 環境情報システムの充実	329	(3) 水辺でのふれあいの場と機会づくり	346
1. 環境モニタリングの充実	330	4 自然環境の保全・創造のための活動の推進	347
2. 環境情報システムの整備	330	(1) 推進体制の整備	347
3. 環境情報の提供	330	(2) 自主的な活動の促進	347
第5節 調査研究の推進	330	第4章 文化と伝統の香り高い環境の創造	348
第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進	331	1 調いと安らぎのある都市空間の形成	348
第1節 総合的・計画的な施策推進	331	(1) 緑豊かなまちづくり	348
1. 各種計画との連携	331	(2) 水辺環境の整備	348
2. 各種計画との連携	332	(3) ゆとりと美しい景観の形成	349
3. 多様な施策手法の活用	332	2 美しい景観の形成による推進	350
第2節 規制的手法における環境への配慮	332	(1) 公共事業等による推進	350
1. 規制的手法における環境への配慮	332	(2) 適切な誘導・規制	350
2. 環境影響評価の活用	333	(3) 景観づくり活動等の促進	350
3. 自主的な環境管理の促進	333	3 歴史的・文化的環境の形成	351
4. 経済的手法による環境負荷の低減	333	(1) 歴史的・文化的遺産を活かしたまちづくり	351
第3節 自主的な活動の促進	333	(2) 開かれた歴史的・文化的環境づくり	351
1. 環境教育・学習の促進	333	第5章 地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造	352
2. 自主的な活動の支援	333	1 地球環境保全に資する取組の推進	352
第4節 環境モニタリングシステムの充実	334	(1) 協働による行動の推進	352
1. 環境モニタリングの充実	334	(2) 地球環境問題への取組	352
2. 環境情報システムの整備	334	(3) 開発途上国等に対する調査研究の推進	353
3. 環境情報の提供	334	(4) 地球環境に関する調査研究の推進	353
第5節 調査研究の推進	334	2 環境に優しい地域づくり	354
第2章 市民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現	335	(1) 循環型社会への取組	354
1 自動車公害の防止	335	(2) 基礎の整備	355
(1) 自動車排出ガス対策	335		
(2) 自動車騒音対策	335		
2 廃棄物・リサイクル対策の推進	335		
(1) 廃棄物の発生抑制	335		
(2) 適正なリサイクルの推進	335		
(3) 廃棄物の適正な処理の推進	335		
(4) 適正管理のための基礎づくり	335		
3 大気環境の保全	335		
(1) 排出の抑制	335		
(2) 環境監視	335		
4 水環境の保全	335		
(1) 発生源対策	335		
(2) 水の浄化	335		
(3) 水循環機能の確保	335		
(4) 環境監視	335		
5 地盤環境の保全	335		
(1) 未然防止	335		
(2) 地盤環境の回復	335		
(3) 環境監視	335		
6 騒音・振動の防止	335		
(1) 固定発生源対策	335		
(2) 移動発生源対策	335		
7 環境保健対策等の推進	335		
(1) 公害に係る健康被害の救済と予防	335		
(2) 公害等による苦情及び紛争の処理	335		
(3) 事業者における公害防止対策の促進	335		
(4) 化学物質の包括的対応	335		
(5) 災害時における生活環境の保全	335		

第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

環境基本条例に基づき設置した「大阪府環境行政推進会議」（議長：知事）の場を通じて広範な環境問題に対して、府の関係機関が連携を図り、一体となって諸施策を推進する。事業活動に伴う環境への負荷の軽減を図るため、規制的手法の活用を図るほか新たな大規模事業における環境影響評価の実施、自主的な環境管理の促進、経済的手法の活用などの施策を推進する。

また、府民一人ひとりが環境との関わりを深く認識し、環境に配慮した生活・行動を実践する力を培うことを目的とした環境教育・学習を積極的に支援・推進していくとともに、正確な環境情報が効果的に提供され、できるだけ広い範囲で容易に利用できるよう、環境情報の整備・提供を行う。

第1節 総合的・計画的な施策推進

1 諸施策の相互連携

①府の機関相互の連携による施策推進

■大阪府環境行政推進会議の場の活用

府の環境に関する重要な方針決定や意見交換等を行う場として設定した「大阪府環境行政推進会議」の円滑な運営により、庁内機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図る。

②府民等との協働による施策推進

■豊かな環境づくり大阪府民会議の運営

府民、事業者、市町村等で構成する「豊かな環境づくり大阪府民会議」において地球環境保全行動計画を策定し、これに基づきそれぞれの立場で実践活動を積極的
に展開する。

2 各種計画との連携

①各種計画との調整・連携

■大阪地域公害防止計画等との整合の確保

大阪地域公害防止計画等府における他の計画の策定あるいは個々の計画に基づく施策の展開に当たっては、「大阪府環境行政推進会議」等を活用して、本計画の基
本方向と整合を図る。

3 多様な施策手法の活用

事業活動に対する規制的手法を活用するほか、自主的な環境管理、経済的手段による誘導的手法、環境教育など多様な施策手法を適切に組み合わせる。

第2節 事業活動における環境への配慮

1 規制的手法の活用

①規制の措置

■公害防止など環境保全関係法令に基づく規制・指導

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づき工場・事業場に対して公害の防止に関する規制・指導を行う。

「屋外広告物条例」に基づき広告物の設置、表示等に関する規制・指導を行うとともに、屋外広告物講習会を開催する。

「文化財保護条例」に基づき指定された史跡、名勝等の保護を図るほか、開発地における文化財の保護を図る。

「公害の防止に関する事業に係る団の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、下水道事業・一般廃棄物処理施設等を整備する市町村に対して、市町村施設整備資金を貸付ける。

2 環境影響評価の推進

①環境影響評価の推進

■環境影響評価要綱の運用

「大阪府環境影響評価要綱」に基づき、開発事業について事業者が実施する環境影響評価に関し、関係住民、関係市町村及び学識経験者等の意見を踏まえて、事業者に対し必要な指導・助言を行う。また、環境影響評価に必要な情報を体系的に整備し、提供するとともに、審査に必要なデータの収集・解析、予測方法等の技術的
事項に関する調査検討を行う。

■環境影響評価制度の充実

環境影響評価制度について、専門家及び各界の意見を聴いて、手続面、制度面の見直しを検討する。

②環境監視の実施

■関西国際空港環境監視機構の運営

知事と9市4町の長により構成する「関西国際空港環境監視機構」において関西国際空港の運用及び空港関連事業に係る環境監視データ等を収集・検討し、必要に

応じ対策等を要請・勧告する。

- 大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る大阪府域環境保全協議会の運営
大阪府域における大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る環境監視及び環境保全対策について、「大阪府域環境保全協議会」において大阪湾広域臨海環境整備センターを指導する。

3 自主的な環境管理の促進

- ①自主的な環境管理の促進
 - 環境総括責任者の設置促進
事業者の組織する団体と連携し、国内外の動向や府域の実態を踏まえ、技術的な情報を提供するなどにより環境総括責任者の設置を促進する。また、市内各部署に設置した環境総括責任者（平成7年3月設置）のもとで、府の事業活動に環境への配慮の浸透を図る。
 - 自主的な環境管理・監査に向けての啓発、情報の提供
国際標準化機構（ISO）等において、平成8年度に、環境マネージメントシステム、環境監査の規格化が予定され、また、環境庁において、中小企業を対象に環境活動評価プログラム事業を進める予定であることから、事業者の環境マネージメントや環境監査等の導入のための情報提供を行う。
 - 率先行動計画の策定、推進（新規）
府も事業者、消費者の立場として環境の保全及び創造に関する率先的な行動計画の策定を検討する。

4 経済的手法による環境負荷の低減

- ①経済的負担
 - 経済的負担に関する調査検討
製品・サービスの価格に環境保全の費用を適切に反映させるなど、都市・生活型公害の防止、廃棄物の抑制、二酸化炭素排出抑制など環境負荷の軽減につながる誘導方策について、調査検討を進める。
- ②経済的助成
 - 産業立地適正化の融資制度
府内の中小企業の住工混在の解消などを図るため、工場の適正配置を促進する際に必要な資金を融資する。
 - 中小企業に対する公害防止資金の融資制度
公害を防止するために必要な処理施設の設置、改善又は工場・事業場の移転に係る費用に対して融資のあっせん及びこれに係る利子補給を行う。

■中小企業に対する低公害車購入資金特別融資制度

- 中小企業が産業機械化物排出量の少ない低公害な自動車に乗り換える場合などに、購入資金の融資あっせん及びこれに係る利子補給を行う。
- 低公害車普及促進の優遇税制
低公害車の普及を促進するための優遇税制を適用する。
- 脱フロン対応設備導入資金融資制度
脱フロン対応設備を導入のための資金融資等の助成を行う。

第3節 自主的な活動の促進

1 環境教育・学習の推進

- ①学校における環境教育の推進
 - 授業、クラブ活動などでの環境教育への取組
「環境にやさしい暮らしと社会を求めて」や「活用事例集」を活用して、環境教育を推進する。
 - 視聴覚教材や環境教育教材の開発・作成・提供
資源エネルギーや環境問題についての情報提供や省資源・省エネルギーの実践を呼びかけの啓発リーフレット（25,000部）の作成、配付を行う。
 - 環境教育用施設や実践事例等の情報の収集、提供
大阪府省資源運動推進会議及び大阪府新生活運動連絡協議会との連携により「省資源・省エネルギー実践コンクール」を実施し、生活における省資源・省エネルギーの実践事例を募集するとともにその情報を提供する。
 - 文部省、他府県等のすぐれた実践事例集を紹介する。
■教員向け手引書等の指導書の開発・作成・提供
■教師用手引「環境にやさしい暮らしと社会を求めて」や「活用事例集」の活用を図る。
 - 教員等の環境教育指導者としての養成、研修の実施
環境教育を進めるための教員研修を行う。
 - 体験学習型施設等の活用等の校外における取組み
宿泊を伴う野外での自然観察等の体験活動を実施するよう指導する。

②社会における自主的な環境学習への支援

- 地域や職場における環境学習リーダーの養成
地域における環境保全活動のリーダー的役割を果たす人材を養成する「環境ゼミナール」を実施する。
- 環境問題相互のつながりを理解するとともに、省資源・省エネルギーに対する意識を実践活動として、地域で広げていけるようワークショップ形式の「省資源・省エネルギー一国民運動リーダー研修会」を実施する。

- 環境に関する関心や知識、活動の程度に応じた多様な啓発、研修の実施
 - 市町村が住民を対象として行う事業を支援する地域環境保全活動推進事業などにより、環境に関する関心や知識、活動の程度に応じた多様な啓発、研修を実施する。
 - 家庭、地域、職場など各分野の特性に応じた環境学習・実践活動プログラム、視聴覚教材等の開発・作成・提供
 - 府民が自主的に環境学習が行えるよう、「青少年指導者向け環境学習ハンドブック」の作成、提供を行う。
 - 社会教育テレビ番組「現代を生きる」の活用
 - 社会教育テレビ番組「現代を生きる」のなかで自然保護、環境保全に関する内容の番組を作成する。
 - 啓発や学習、実践活動に必要な資料の提供
 - 6月の環境月間を中心に、府及び市町村が実施する啓発事業等で使用する啓発資料として「再生紙ノート」、「携帯用教急絆創膏」の作成、配付を行う。
 - 自主的な環境学習や実践活動に対する指導や助言を行う講師の派遣
 - 自主的な環境学習や実践活動に対する指導や助言を行う「環境アドバイザー制度」（仮称）の検討を行う。
 - 実践的環境学習のできる場の確保
 - 府民が環境学習をより効果的に実施するために役立つ情報の提供の場として「大阪府環境情報コーナー」の活用を行う。
 - 実践活動、施設、人材等の情報の収集・提供
 - 「大阪府環境情報コーナー」に設けているパソコン等を活用し、環境教育、啓発活動の実践事例や施設情報の情報提供を行う。
 - 各種月間行事、啓発、イベントに対する参加の促進
 - 「エコライフ・フェスティバル'96」（仮称）を開催するほか、6月の環境月間をはじめ、各種行事において環境に関するイベント等を実施する。
 - 「省エネルギー総点検の日」や「省エネルギー月間」などの行事において、市町村や大阪府省資源推進会議等を通じて府民に周知、協力を呼びかけるとともに「美しい暮らし展」（11月）において多消費型のライフスタイルの見直しを図る。
 - 家庭、学校、地域、職場などそれぞれの社会分野における環境教育・学習、実践活動の相互連携の強化促進
 - 家庭、学校、地域、職場などそれぞれの社会分野における環境教育・学習、実践活動の相互連携の強化促進を図る。
 - 効果的な環境教育手法等に関する調査研究
 - 公害監視センター内に設置している環境教育研究会において、事業活動のほか、水辺環境、環境教育施設等についての効果的な環境教育手法の検討を行う。
- ③推進体制づくり
 - 市町村環境教育推進会議の運営
 - 府及び市町村の環境教育担当者による情報交換の場として、市町村環境教育推進会議を開催する。

- 豊かな環境づくり大阪府民会議の場の活用
 - 「豊かな環境づくり大阪府民会議」の構成員が行う自主的な環境学習事業に対し、「民間団体環境保全活動助成事業」による支援を行う。
- 大阪府環境行政推進会議の活用
 - 「大阪府環境行政推進会議」の場を活用して、情報交換を行うなど大阪府における環境教育関連施策を総合的、体系的に推進する。

2 自主的な活動の支援

- ①推進体制の整備
 - 豊かな環境づくり大阪府民会議の運営
 - 「豊かな環境づくり大阪府民会議」の場を活用して、構成する団体間で情報交換を行う。
 - ②活動基金の充実
 - 大阪府環境保全基金、大阪府みどりの基金の充実
 - 「大阪府環境保全基金」を運営し、環境教育・府民啓発の推進、地域環境保全活動の支援など府民の自主的な環境保全活動を促進する。
 - 「大阪府みどりの基金」を運営し、民間施設の緑化に対する助成、支援を行うほか、市街地の優良な施設緑化を表彰する。また、(財)大阪みどりのトラスト協会の活動に対して助成を行う。
 - 環境保全活動指導者のネットワークづくり
 - 環境保全活動指導者相互の情報交流や協力を図るネットワークづくりを進める。
 - 奨励制度の充実（一般新規）
 - 民間団体の環境保全・創造活動で創意と工夫に満ちたものに対し、環境保全基金を活用し、奨励金を交付する。
 - 環境情報提供施設の拡充
 - 「大阪府環境情報コーナー」、「環境情報表示盤」等による情報提供機能の拡充を図る。
 - 活動・交流のための地域拠点の整備
 - 環境教育・学習の拠点となる施設として、事業者による「環境コーナー」の整備促進につながる情報の集積に努める。

第4節 環境情報の活用

1 環境モニタリングの充実

- ①モニタリングの充実

第5節 調査研究の推進

- 発生源、環境質、府民意識及び影響モニタリングの充実
大気、水質及び騒音について環境質あるいは発生源の状況をモニタリングしており、測定局及び測定機器を順次更新して情報の集積に努める。
- 新たな課題に対応するモニタリングの検討
■新たな課題に対応するリモートセンシングデータを活用した広範囲のモニタリングシステムの検討を進める。

2 環境情報システムの整備

- ①データベースの充実
■データの一元的管理、検索・表示等の機能の強化
■公署監視センターで蓄積している各種の環境情報のデータベースの整備を行う。
- ②解析・予測・評価システムの充実
■システムの機能強化、環境指標の開発等
蓄積された環境情報をもとに、解析、予測・評価を行うシステム機能の強化について検討する。

3 環境情報の提供

- ①情報提供体制の整備
■環境情報コーナー等の充実
環境に関する図書、資料、ビデオのほか、環境に関する情報を広く収集し、パソコン等も用いて分かりやすく提供する。また、環境アセスメントに関する図書を収集整理し、閲覧、縦覧を行う。
(財)大阪中小企業情報センターにおいて、工務農村等のリサイクルに関する基礎調査を行うとともに、情報センターの機関誌等により情報提供を行う。
- 公署監視センターにおける環境情報提供システムの検討
インターネット、パソコン通信、FAX通信等による環境情報提供システムの検討を行う。
- ②コンピュータネットワークを利用した提供システムの整備
■インターネット等の活用による情報の発・受信 (新規)
公署監視センターのコンピュータをインターネットに接続し、環境保全技術に関する情報をAPEC諸国等へ発信するとともに、環境に関するイベントや施策の情報提供を推進する。

①環境技術の振興 ■試験研究体制の整備

「大阪府研究開発大綱」に基づき公害監視センター、公衆衛生研究所、産業技術総合研究所、農林技術センター、府立大学等の府立の試験研究機関の充実、強化に努める。

■研究開発の推進

緑化工法の開発などの従来の研究に加え、新規に行う浮遊粒子汚染の解析、農村環境の保全手法の研究などの府立大学における研究、環境汚染による健康被害などの公衆衛生研究所における研究、有害物質による農産物への影響の研究などの農林技術センターにおける研究、プラスチックの再利用技術開発などの産業技術総合研究所における研究などを推進する。

■成果の普及

技術に関する知識と経験を有する者を技術アドバイザーとして登載し、府下の中小企業の要請に応じて派遣し、技術指導を行い、中小企業の技術向上を図る。

調査研究の成果を専門の学会での発表や所報等への論文の投稿を行うとともに、市町村職員や開発途上国に対する技術研修を行うほか、府民にわかりやすく提供する。

②調査研究の推進(中長期的な研究課題事例)

■環境の保全と創造に関する実証研究 (新規)

国や関係機関、環境関連産業と連携した実証研究に向け、堺第7-3区土質改良方策等基礎調査を通じて技術的な調査研究を行うとともに、企業との共同研究などの推進方法について検討する。

第2章 府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現

大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康の保護及び生活環境の保全を図り、府民が健康で豊かな生活を享受できる社会を実現するため、自動車公害の防止、廃棄物・リサイクル対策の推進、大気環境・水環境・地盤環境の保全、騒音・振動の防止、環境保健対策等の推進を図る。

1 自動車公害の防止

(1) 自動車排出ガス対策

① 総量削減計画の推進

(自動車単体規制の実施)

■自動車排出ガス長期目標の早期実施

自動車の単体規制の長期目標値が未だ告示されていない車両総重量が12tを超えるディーゼル車についても早期に告示されるよう、国に要望する。

■車両の点検・整備の促進

排出ガス低減装置の性能低下をきたすことのないよう定期点検整備促進運動等の啓発活動、街頭検査の実施等の指導・取締を行う。

■最新規制適合車への転換促進

最新規制適合車への転換が促進されるよう、低公害車購入資金特別融資制度を運用する。

(車種規制の実施等)

■車種規制の適正かつ確実な実施

車種規制が適正かつ確実の実施されるよう周知するとともに、代替が円滑に進むよう低公害車購入資金特別融資制度を運用する。

■特定地域外からの流入車に対する啓発

特定地域外からの流入車について、特定自動車排出基準適合車とするよう啓発を行う。

■ディーゼル乗用車対策

車種規制の対象外であるディーゼル乗用車について、使用者が排出量のより少ないガソリン乗用車を選択するよう啓発を行う。

■公用車の特定自動車排出基準適合車への車先代替

公用車の基準適合車への車先代替に努める。

(低公害車の普及促進)

■公用車への車先導入

低公害車の普及促進を図るため、「大阪府低公害車導入指針」に基づき、府公用車への計画的導入を図るとし、天然ガス自動車等を14台を目標に導入する。

■民間事業者への助成・普及啓発

(社)大阪府トラック協会の低公害車普及促進事業に対し、リース料の1/8を助成する。

また、民営バス事業者に対するハイブリッドバスの購入費用の一部助成について、平成9年度に向けて事業者の開拓を図る。

大阪府低公害自動車コミュニケーションシステム(LEVOC)事業推進協議会等を通じて民間事業者への普及を図る。

低公害車のリース・調査研究・啓蒙など低公害車普及のための環境整備を図るため、運輸低公害車普及機構へ出捐する。

電気自動車の開発に関する研究発表や情報支援の場として我が国で初めて大阪で開催される国際電気自動車シンポジウムの開催分組金を拠出する。

■技術開発の促進

走行性能、経済性の向上、排出ガスの改善に向けて、国、自動車メーカー等に技術開発の推進について要望する。

■燃料供給施設の整備(新規)

(社)日本ガス協会の補助事業として、大阪府、摂津市、大阪ガス(株)の共同による天然ガス充填所を北大阪流通業務団地内に整備し、低公害車の普及拡大を図る。

■低NOx車の普及促進

従来エンジンの自動車のうちNOx排出量の少ない自動車の普及を促進する。

(物流対策)

■輸送効率的の向上

貨物自動車の走行量の軽減を図るため、協同輸配送の推進、ジャストインタイムの見直しなどによる輸送効率の向上等の対策を関係機関と連携し呼びかける。

中小企業の実業協同組合等が実施する共同物流等による輸送効率の向上をテーマとした調査研究、システムの設計等に対し助成する。

■物流拠点の整備

既存の流通業務市街地(東大阪地区)を再整備し、機能の高度化等を図るための検討を行う。

トラックターミナルや港湾施設等物流拠点となる施設の整備を促進する。

■適切な輸送機関の選択の促進

鉄道、海運の積極的活用を通じて適切な輸送機関の選択が図られるよう関係機関と連携し呼びかける。

(人流対策)

■公共交通機関の整備及び利便性の向上

自家用自動車から鉄道・モノレール等への旅客輸送の転換を図るため、公共交通機関の整備や利便性の向上などの人流対策を関係機関と連携を図りながら推進する。

環状モノレールについては、第一期区間（大阪国際空港～南茨木）の大阪国際空港～柴原間について、本年度末開業を目指す。第二期区間（南茨木～門真）については、工事を進める。国際文化公園都市モノレールについては、第一期区間（万博記念公園～大阪大学病院前）について、軌道桁、駅舎等について工事を進める。第二期区間（大阪大学病院前～東センター）については、早期の工事着手を目指す。

大阪市営地下鉄の市域外延伸に対する補助、近鉄東大阪線緑子補給、ニュータウン鉄道建設補助、鉄道軌道近代化設備整備補助を行う。

■自家用自動車の使用自粛

ノーマイカーデーをはじめとする車社会対策を一層推進するため、府民意識の喚起を図る。

■歩道・自転車道・駐輪場の整備

歩道の設置を行うとともに、「北河内自転車道」（大槻模自転車道）の整備を行う。市町村が行う複層式自転車駐車場の整備に対し、その建設費の一部を補助する。

(交通流対策)

■交通の分散化や道路機能の分化の促進

右折レーンの設置、バイパス道路や環状道路の整備、交差点立体交差化を行う。

■駐車対策の推進

堺市島根駐車場建設費の一部を補助する。民間駐車場11か所（堺市他）に対して、建設費の一部を補助する。堺市で駐車場案内システムを建設する。枚方市、高槻市で駐車場案内システムの実施設計を行う。パークアンドライド駐車場の適地選定調査を行う。

■交通渋滞の解消

第6次交通安全施設等整備事業五箇年計画に基づき、路線対策、交差点対策、バスレーン規制の実施、見直し等を推進する。

■交通規制システムの整備

信号機の高速度化、交通管制センターの拡充整備、交通情報板の整備、バス感知器の整備等を推進する。

■交通情報提供施設の整備

交通情報収集提供装置（光センサー）の整備を推進する。

(局地汚染対策)

■道路構造の改良、環境施設帯の確保など沿道環境改善方策の導入

二酸化窒素濃度の高い交差点等においては、交通量、道路周辺状況など該当地域の実情に応じ、沿道環境改善方策の導入に努める。

■道路交通対策の検討

交差点等の実情に即した道路交通対策などについて実施可能な方策を検討し、改善に努める。

■土壌による大気直接浄化手法等の検討（新規）

大気汚染濃度が高い交差点等における道路沿道における大気直接浄化手法の実証調査として、「土壌を用いた大気浄化システムの実用性に関する調査」及び「光触媒によるNOx分解建材の実用化調査」を行う。

(普及啓発)

■ノーマイカーデーの実施

毎月20日をノーマイカーデーとし、ラジオスポット放送の実施、ポスター・チラシの作成配布、ノーマイカーデーウォークの実施、電光掲示板への掲出、懸垂幕・横断幕の掲出を行う。

ノーマイカーデーの効果把握のため交通量調査を実施する。

■大阪自動車公害対策推進会議を通じた啓発

「大阪自動車公害対策推進会議」を運営し、ポスター、リーフレットの作成及び掲示・配布等により、不要なアイドリングの停止や自動車使用の合理化、ノーマイカーデー運動などに対する府民・事業者への理解と協力を呼びかける。

■エコエナジーOSAKAの開催

「環境にやさしいエネルギー利用のあり方」をテーマに、電気自動車、天然ガス自動車などの低公害車の展示・試乗を中心としたフェアや、高校生・専修学校生徒連によるソーラーカーレース等の啓発イベントを開催する。

(計画の進行管理)

■大阪府自動車排出量削減計画策定協議会等の運営
総量削減計画の進行管理を「大阪府自動車排出量削減計画策定協議会」幹事会で行うとともに、諸施策をより実効性のあるものとするため、府民代表や学識経験者で構成する「大阪府自動車排出量削減計画策定協議会」における検討結果を計画の推進に反映させていく。

■排出量の把握等

府域における自動車の交通量及び窒素酸化物排出量の把握を行う。

②浮遊粒子状物質等対策

■単体規制の実施

車両総重量が12tを超えるディーゼル車について自動車排出ガス規制の長期目標が早期に告示されるよう、固に要望する。

■総量削減計画の推進

自動車NOx総量削減計画を推進することにより、浮遊粒子状物質の低減をも図る。

(2) 自動車騒音対策

①発生源対策

- 自動車騒音の大きさの許容限度の強化
騒音規制法に基づき自動車騒音の許容限度の強化が早期に実施されるよう図に要望する。
- 車両検査、点検整備の徹底
車両検査、点検整備の徹底を図る。また、過積載、速度超過等についての取り締まりを行う。
- 低公害車の普及促進
より低騒音の自動車である電気自動車、天然ガス自動車その他の低公害車の普及促進を図る。
- ②交通流対策
■生活ゾーン規制による通過交通の排除
住区内対策として、地域の実情に応じた一方通行等の交通規制を行い、通過交通の排除を行う。
- 速度規制
幹線道路等における交通機能と環境保全を確保するため、最高速度規制等の見直しを行う。
- 大型車規制
住区内の大型車通行規制等の実施による生活ゾーン規制の充実強化を行う。
- ③道路構造対策
■遮音壁・築地の設置
遮音壁を5か所(約5.1km)設置する。
- 路面の改良(低騒音舗装の敷設、路面の補修)
低騒音舗装である排水性舗装を行う。
- 緑帯の設置(一部新築)
騒音を緩和するため、道路の街路樹を増植するとともに樹木の管理を行う。
- 高架等の構造の改善(連続桁の採用、既設桁の連結等)
高架橋の桁の連結及び連続桁の採用を図る。
- ④沿道土地利用対策
■緑帯空間の確保等(公園・緑地の配置、緑帯建築物の整備・立地誘導等)
沿道土地利用の状況を踏まえながら、地域地区制度等の規制誘導手法や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備手法を活用し、道路種別や個別の道路沿道環境に適合した土地利用を促進するとともに、緑地や緩衝建築物の整備など緑帯空間の確保に努める。
- 沿道住宅の防音化の促進
道路沿道の府営住宅建設事業などにおいて、適切な仕様配置、必要な遮音性能を確保すること等により、住宅の住居環境が良好に保たれるよう配慮する。

- 自動車騒音低減実施対策マニュアルの作成
総合的な自動車騒音低減実施対策マニュアルを作成し、各種施策への活用を図る。

2 廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) 廃棄物の発生抑制

- ①開発・生産・流通の各段階での配慮
■廃棄物アセスメント(製造工程の開始前段階に製造工程の設計段階に於ける製造工程の新設等に伴い一定規模以上の産業廃棄物の排出量が見込まれる事業者に対して、廃棄物アセスメントを指導する。
■製品アセスメント(製品設計段階に於ける設計段階に於ける設計段階)の定着の促進
「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の普及及びその実践行動の推進を通じて製品アセスメントの定着を促進する。
- エコショップ(証書発行及びごみ減量化の推進)制度の普及
「エコショップ制度」を普及・啓発するとともに、ごみ減量化・リサイクル推進功績店表彰を実施する。
- ②生活様式の見直し
■ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの実践啓発
「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において策定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」に基づき、事業者・住民・行政の果たすべき役割を踏まえた具体的な実践行動を啓発する。
- リサイクルフェアの開催
府民一人ひとりがライフスタイルを見直し、ごみの発生抑制やリサイクルに取り組み契機となる府民参加型イベントとして、「リサイクルフェア'96大阪-in さかいー」を開催する。
- 府民の自主的活動の支援
地域において省資源・省エネルギーの実践活動を行っている団体のリーダーを対象に「省資源・省エネルギー国民運動リーダー研修会」を実施し、それぞれの活動の促進・拡大を図る。
- (2) 適正なリサイクルの推進
①再使用・再生利用の推進
■廃棄物リサイクル事業の推進
廃棄物リサイクル事業を(財)千里リサイクルプラザに委託し、不用になった家電製品の再生利用が可能なものを回収して、シルバークリフによる補修を行い、府内の留学

生及び社会福祉施設等に無償で提供する。

■分別収集促進計画の策定、市町村の分別収集への支援（新期）

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」の施行に伴い、分別収集促進計画を策定するとともに、市町村における分別収集を促進するため、ペットボトル減容器の購入費の一部を助成する。

■再生资源を使用した商品等の利用の促進

啓発リーフレットや「省資源・省エネルギー実践コンクール」の実施、「美しい暮らし展」の開催などの消費者啓発を通じて、消費者が担うべき役割を府民に呼びかけ、リサイクル社会の構築をめざす。

リサイクル対策等に関し、事業者が行う特定事業活動の事業計画に対して承認を行う。

再生资源の回収ルートを確保するため、府・市町村で設置した「大阪府再生资源回収推進協議会」を通じて再生资源業者に対する研修や事業者・府民に対するリサイクル製品利用に関する普及啓発事業を実施する。

■建設副産物の再生利用の促進

建設副産物の処理に関し、公共工事発注部局において、発生の抑制、再利用の促進、適正処分の徹底を進める。

■水道関連の有効利用の推進

三島浄水場の脱水ケーキ（無業注脱水方式）を、園芸用土及びグラウンド用土として有効利用を図るため、(財)大阪府水道サービス公社に委託し、製品の加工及び販売を行う。

■下水汚泥の有効利用の推進

下水汚泥の再利用にあたっては、建設資材化を積極的に推進する。淀川右岸流域下水道高槻処理場において、灰溶融設備の建設を行う。

②資源化施設等の整備

■リサイクルセンターの整備

リサイクルセンター（金属、ガラス等の資源化施設）が計画的に整備されるよう、市町村に対して技術的援助を行う。

■リサイクル関連施設(建設副産物処理場等)の整備

リサイクル関連施設が計画的に整備されるよう、市町村に対して技術的援助を行う。

■ストックヤードの整備

資源ごみの保管施設であるストックヤードが計画的に整備されるよう、市町村に対して技術的援助を行う。

建設発生土用ストックヤード事業を引き続き実施し、建設発生土の再利用を推進する。

(3) 廃棄物の適正な処理の推進

①指導の徹底

■マニフェスト（管理票）システムの徹底

排出事業者が処理委託の際に産業廃棄物の処理を管理するマニフェストを交付するよう、指導、啓発を行う。

■多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱の運用

産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して、減量化や適正処理を重点的に指導する。

■建設業者における産業廃棄物の処理に関する指導要綱の運用

建設業者に対して、産業廃棄物の減量化や適正処理を重点的に指導する。

■特別管理産業廃棄物多量発生事業者における特別管理産業廃棄物の処理に関する要綱の運用

人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある特別管理産業廃棄物を多量に発生させる事業者に対して、適正処理を重点的に指導する。

②中間処理の推進

■市町村の一般廃棄物処理事業に関する技術的援助

一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう、市町村への技術的、財政的援助を行うとともに、処理施設の適正な維持管理について指導を行う。また、市町村の「一般廃棄物処理計画」の策定に対して必要な技術的援助を行う。

■産業廃棄物処理施設の整備の促進

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者における周辺地域の生活環境の保全に配慮した適正な処理施設の整備を促進する。また、(財)産業廃棄物処理事業振興財団に対して、債務保証基金等への拠出を行い、産業廃棄物処理施設の整備の促進や優良な産業廃棄物処理業者の育成を図る。

■堺第7-3区中間処理事業の推進

堺第7-3区内の大阪産業廃棄物中間処理センターにおいて、(財)大阪産業廃棄物処理公社が突進している有害汚泥・ばいじんの中間処理事業を推進するため、同公社に対して必要な技術的援助を行う。

③最終処分場の確保

■堺第7-3区埋立処分事業の推進

堺第7-3区において、(財)大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として、土砂、がれき等の埋立による廃棄物処分事業を引き続き実施し、事業の円滑な推進を図るため、同公社に対して必要な技術的援助を行う。また、埋立処分場のうち一次処分場の一部(15.5ha)を「みなと堺グリーンひろば」として府民のスポーツ・レクリエーション活動に利用できるよう開放する。

■フェニックス事業(大規模建設副産物の促進)

大阪湾広域圏汚染環境整備センターを事業主体として、大阪湾圏域の広域処理対象区

域（近畿2府4県171市町村）から発生する廃棄物の適正な処理を行う大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）を関係府県、市町村等と協力して促進する。また、事業の実施にあたり、搬入予定の廃棄物の調査などを行う。

(4) 適正管理のための基盤づくり

①情報管理システムの充実

■ウエイストデータバンクの充実

ウエイストデータバンク（産業廃棄物情報管理システム）を活用し、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を推進するとともに、近畿の各行政機関と連携した広域情報管理システムの整備・運用に参画する。

②調査・検討

■大阪府産業廃棄物管理計画の改訂の検討（新規）

平成13年度を目標年度とした「大阪府産業廃棄物管理計画」について、その中間年度（平成7年度）における産業廃棄物の発生量や処理の実態等を調査し、計画の進捗状況の検証と今後の方針について検討する。

■廃棄物対策に係る公共関係のあり方の検討

府域における廃棄物の適正処理、減量化、リサイクルを推進するため、「廃棄物処理総合対策検討会」において、廃棄物処理における公共関係のあり方について引き続き検討する。

■建設業者における産業廃棄物の処理に関する指導要綱の改訂の検討（新規）

建設廃棄物の適正処理と建設副産物の再利用、最終処分量の減量化を図るため、「建設業者における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」の改訂を検討する。

■ごみ処理費用の適正負担のあり方など経済的手法の活用に関する調査・検討

「大阪府産業廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、ごみ処理費用の適正な負担のあり方についての調査・検討を行う。

③実践啓発活動の充実

■大阪府廃棄物減量化・リサイクルのための実践啓発活動の充実

ごみの減量化・リサイクルのための各種啓発活動を推進する。

■廃棄物の適正処理等のための指針の策定及びその普及・啓発

廃棄物の適正処理及び減量化を促進するための行動指針を策定するとともに、事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合の適正処理や環境負荷の低減、再生資源化を促進するための指針の検討等を行う。

■さんばいフォーラムの開催

産業廃棄物の現状や適正処理に対する認識を深めるため、排出事業者、処理業者、府民を対象とした「さんばいフォーラム」を開催する。

■産業廃棄物の不法投棄防止の推進

関係市等と合同で山間部等へのパトロールを実施するとともに、不法投棄多発地域への空からのパトロール、不法投棄物撤去デモンストラーション及び産業廃棄物運搬車両の指導等、着極的な啓発事業を実施する。

④協力体制の強化

■事業者団体、住民団体、他の地方公共団体及び国との連携の強化

事業者、府民、他の地方公共団体及び国と相互に協力しながら廃棄物の適正管理を進めるための体制の整備に努める。

3 大気環境の保全

(1) 排出の抑制

①窒素酸化物対策

■工場・事業場の規制・指導（一部新規）

工場・事業場に対する規制・指導を徹底し、窒素酸化物の排出抑制を図る。また、電気事業法の改正により増加が見込まれる固定型内燃機関に対し、適切な窒素酸化物削減指導を行う。

■地域冷暖房システムの導入促進

業務用建築物が集中する地域への地域冷暖房システムの導入を促進する。

②光化学オキシダント対策

■酸化水素類排出抑制対策の推進

酸化水素類の排出規制の徹底を図るとともに、大阪府酸化水素類排出抑制対策推進要綱（平成8年1月施行）に基づき、排出抑制を図る。

■光化学スモッグ緊急時措置

光化学スモッグ注意報等の発令時に緊急時対象工場に対する削減の要請・勧告を行うとともに、自動車の使用者等に対して自動車の運行の自粛を要請し、窒素酸化物排出量等の削減を図る。

③浮遊粒子状物質対策

■浮遊粒子状物質総合対策の検討

浮遊粒子状物質総合対策の検討の一環として、ばい煙発生施設から排出されるばいじんと合わせて、排出ガスが大気中に排出された直後に粒子化する凝縮性ダストの排出実態調査を行う。

■工場・事業場の規制・指導

工場・事業場に対する規制・指導を徹底し、浮遊粒子状物質の原因物質の排出抑制を図る。

④硫黄酸化物対策

■工場・事業場の規制・指導

硫黄酸化物に関する排出基準及び総量規制基準等の遵守徹底を図るとともに、都市ガス等のクリーンエネルギーへの転換を指導・啓発する。

⑤エネルギー面の対策

■クリーンエネルギー化の促進

良質燃料の使用について指導・啓発を行い、クリーンエネルギー化への転換を促進する。

■省エネルギー化の促進

省エネルギー型施設の導入について指導・啓発を行い、省エネルギー化を促進する。省エネルギー対策等に関し事業者が行う特定事業活動の事業計画に対して承認を行う。

啓発リーフレットの作成、「美しい暮らし風」における消費者啓発等の実施を通じて、府民の省資源・省エネルギーに対する理解と協力を呼びかける。

■エネルギーの有効活用の促進

工場廃熱や河川水の温度差エネルギー等の未利用エネルギーを活用した地域冷暖房システムの導入を促進する。

⑥有害化学物質対策

■工場・事業場の規制・指導

排出規制を徹底し、有害化学物質による大気汚染の未然防止を図る。また、排出規制が必要と考えられる物質について、測定法の検討等の所要の調査を行う。

■化学物質適正管理の推進

大阪府化学物質適正管理指針に基づき、事業者による管理組織の整備、排出抑制への自主的取組等の誘導・推進を図る。また、事業所における有害化学物質の使用量の実態把握に努める。

⑦悪臭対策

■悪臭物質の排出抑制

規制等を直接行う市町村に対し、測定方法、排出防止技術等についての助言・指導を行うとともに、研修等を実施し市町村担当職員が技術向上を図る。

⑧普及啓発活動の推進

■大気環境啓発事業の推進

府民参加型の大気環境教育プログラムを実施する市町村に対して資材提供等の支援を行うとともに、当該プログラムへの参加者に対し継続的なフォローアップ等を行う。

■季節大気汚染対策の推進

二酸化窒素濃度が高くなる冬期を中心に、事業者及び府民に対し、ボイラー等の燃焼管理の徹底、暖房温度の適正化、業務用自動車の使用合理化、マイカー使用の自粛、

不要なアイドリングの停止等に関する指導及び啓発を行う。

(2) 環境監視

①発生源監視

■発生源テレメータシステムの整備（一部新規）

大阪府大気汚染発生源常時監視システムの構成機器の更新・整備等を進め、大規模発生源からの大気汚染物質排出状況の常時監視を継続する。

■各種実態調査

工場・事業場における窒素酸化物や硫黄酸化物等の排出実態を継続的に把握するとともに、未規制有害物質等に関する実態調査を実施する。

■発生源測定、立入検査等

工場・事業場に対して、立入検査や発生源測定を行い、各種規制基準の遵守状況の監視及び大気汚染対策の進捗状況の確認に努める。

②環境監視

■大気汚染常時監視（一部新規）

府域の大気汚染状況を迅速かつ効率的に把握し、環境基準の適合状況の把握や環境保全対策の基礎資料としての各種解析等を行う。また、光化学スモッグ注意報等に関する一斉指令装置及び警報受信装置を更新する。

関西国際空港周辺地域の大気質の状況を把握・検討するため、泉州地域の測定データの解析を行う。

■光化学スモッグ緊急時措置

光化学オキシダント濃度が高くなり緊急時等に該当するときには、関係地域に対して光化学スモッグ注意報等を発令するとともに、当該発令内容を報道機関や市町村等を通じて府民や関係機関へ周知し、被害発生の未然防止を図る。

■定期的環境モニタリング

府域における浮遊粉じんによる大気汚染状況の実態を地域別経年的に把握する。

4 水環境の保全

(1) 発生源対策

①生活排水対策

■流域下水道事業の推進

猪名川流域を始め、府下7流域において、流域幹線管渠の延伸、終末処理場の新増設等、下水道施設の整備を図る。

正使用とについてゴルフ場を指導する。上水道水源である淀川や石川で散布された農薬の流出監視のための水質検査を行うとともに、庁内連絡会で協議し対策を行う。

上水道水源地域に係るゴルフ場の上乗せ排水基準による排出規制及び水道事業体が行う水道水質の監視並びに農薬の適正使用等についての指導を行う。

ゴルフ場における農薬の使用計画・実績に基づく指導、農薬適正使用専門研修会の現地立入検査等を行うとともに、病害虫防除マニュアルを作成する。

- 工場・事業場の排水規制・指導
 - 工場・事業場の排水規制・指導を徹底するとともに、要監視項目であるニッケルなどの未規制有害化学物質の排出実態調査を行う。
- 上水道水源の水質保全対策
 - 上水道水源の河川及び地下水の水質を監視する。また、工場及びゴルフ場を指導して有害物質等の排出抑制を指導する。「淀川水質汚濁防止連絡協議会」等により水質事故時の通報等の連携を図る。
 - 上水道水源地域における有害物質の上乗せ排水基準による排水規制や農薬の適正使用等についての指導を行う。

(2) 水の浄化

- ①水浄化能力の維持・回復
 - 河川水の直接浄化(難読化処理)の実施
 - 東除川において、薄層流浄化施設の施工、藤井寺市・玉水川においては支流対策浄化施設の施工を行う。
 - なぎさの創造(海岸環境整備事業等)
 - 淡輪・船作海岸において魚介類の生息の場や自然観察、体験フィールドとして活用できるように人工磯浜等磯空間の整備を進める。
 - 多自然型川づくり(自然型川づくり)の実施
 - 茨木川においては、極力現況の平面、縦断形に基づく河川改修を行い、石川においては、かくし護岸や木工沈床等により、生態系に配慮した川づくりを実施する。また、他の河川についても多自然型川づくりを実施していく。
 - 浄化用水等の導入
 - 平野川のカスカム対策として浄化用水導入事業を行う。
- ②底泥・ごみ等の除去
 - 港湾等の浄化事業(難読化処理、難読化処理)
 - 堺泉北港及びその付近水面の漂流物、汚物等の除去、投捨の防止並びに船舶の廃油処理の業務を行う。
 - 阪南、泉州港、泉佐野港において、海面に浮遊するごみ等を回収し処分する。
 - 河川のしゅんせつ
 - 神崎川、平野川において浄化しゅんせつを行う。

- 公共下水道事業の推進 (一部新規)
 - 市町村が行う公共下水道の整備促進のため、国庫補助対象外の施設等に府費補助を行う。
- 下水道の高度処理の推進
 - 下水道処理施設の増設、増設時には、砂ろ過や焼・窒素除去が可能な処理方式の採用を原則として、高度処理対応化を推進する。平成8年8月には大井処理場が通水予定である。
- 合併処理浄化槽の設置促進
 - 合併処理浄化槽設置者に対する市町村の補助事業に対して府が1/3の補助金を交付する合併処理浄化槽設置整備事業を府内の12市町に対して実施する。
- 規制指導
 - 第四次COD総量削減計画の策定及び窒素・燐の削減指導方針を定め、生活排水対策の一層の推進を図る。

- 生活排水対策重点地域の指定
 - 生活排水対策の推進が必要な区域のうち、大和川の支流である石川流域の市町村の指定を検討する。また、平成7年度までに指定した地域において、生活排水対策指導員の育成事業を行う市に対して補助を行う。
- 府民啓発の実施
 - 快適な水辺環境の保全・創造に向けたパンフレットの作成やボスターの募集を行うとともに、市町村や民間団体との連携・支援により、府民啓発を推進する。
- 農業集落排水処理施設の設置促進
 - 平成7年度より、府下ではじめて着手した能勢町において、早期供用が図られるよう補助事業を行うとともに、他の市町村に向け啓発・PR活動を行う。

- ②産業排水対策等
 - 工場・事業場の排水規制・指導
 - 工場・事業場の排水規制・指導、第四次COD総量削減計画の策定及び窒素・燐削減指導方針を定め、産業排水対策等の一層の推進を図るとともに、要監視項目であるニッケルなどの未規制有害化学物質の排出実態調査を行う。
 - 未規制事業場の指導
 - 未規制事業場に対する指導要領の検討を行うとともに、未規制事業場の排水等の実態把握や汚濁物質排出量削減のための啓発等の方途を検討する。また、苦情等の問題のある事業場の指導を行う。
 - 肥料の適正使用の促進
 - 有機物等による土づくりなど環境保全に配慮した農業を普及するとともに、環境保全型農業の推進に必要な施設の整備に対する助成を行う。

- ③有害化学物質対策
 - ゴルフ場等農業対策
 - ゴルフ場周辺で散布された農薬等に関する水質検査を実施するとともに、農薬の適

■河川の清掃

- 千里クリーンキャンペーン、安威川クリーンキャンペーンを実施し、市町村、地元自治会、河川愛護団体等の協力を得て、河川の清掃を行う。
- 船舶等廃油、流出油対策
- 堺北港17か所及び港湾事務所にオイルフェンス、薬剤等を備えておく。
- 漁場環境保全対策
- 泉佐野市地先において、約5haの覆砂を行い、底質を改善する。

- 水質自動観測局による監視・測定
- 河川自動監視局による河川水質の監視を継続して実施する。

■水質事故の監視

有害物質等を取り扱う工場・事業場の実態の的確な把握を行うとともに、事故発生時における機敏な対応・対策について体制の整備等に努める。

(3) 水循環機能の確保

- ①都市域の保水能力の確保
- 雨水の貯留浸透施設の設置
- 公共・公益施設又はその敷地において貯留浸透施設の設置を行う。
- 水循環再生アクションプログラム（仮称）
- 良好な水環境を創造するため、水循環再生アクションプログラムの策定について検討を行う。
- ②水の循環利用の促進
- 下水処理水の利用
- 安威川流域において、処理水再利用のための送水幹線建設を引き続き行う等、積極的にリサイクルを推進する。

(4) 環境監視

- ①発生源監視
- 発生源テレメータの整備
- 府城の大規模工場・事業場から排出されるCOD汚濁負荷量を迅速に測定し把握する。テレメータ子局については、年次計画に基づき10局の更新、1局の新設、3局の廃止を行う。
- また、堺市への同区域内にあるテレメータ子局16局の移管を行う。
- 発生源測定
- 工場・事業場の採水検査を行う。未規制の要監視項目（ニッケル等）に関する発生源での実態調査を行う。
- ②環境監視
- 公共用水域の水質測定計画の推進
- 環境審議会の管申を受けて作成した「公共用水域の水質測定計画」に基づき水質の監視を行う。

5 地盤環境の保全

(1) 未然防止

- ①規制・指導
- 地下水採取規制・指導
- 規制地内の関係事業場に対して、地下水の採取規制等の指導を行う。
- 地下水の適正利用の指導
- 規制地内の関係事業場に対して、地下水適正利用等の指導を行う。
- 地下水の代替水の供給
- 工業用地下水の汲上げが規制されている北摂、東大阪及び泉州地域において、引き続き工業用水の安定供給を行う。
- 有害物質の漏洩の防止
- 工場・事業場の排水規制、事故時の措置等の指導を行うとともに、自主管理マニュアルを活用して、有害物質の適正管理など事業者による自主管理を推進する。
- 有害物質の地下浸透禁止
- 工場等における有害物質の地下浸透防止を指導する。また、自主管理マニュアルを活用して、有害物質の適正管理など事業者による自主管理を推進する。

②調査・研究等

- 安全揚水量の解明
- 地盤沈下を起こさない地下水採取量等に関する調査・研究を行うため、既存資料の収集・解析、調査方針の作成を行う。
- 地盤沈下機構の解明
- 地盤沈下の機構を解明するため、既存資料の収集・解析、調査方針の作成を行う。

(2) 地盤環境の回復

- ①地下水のかん養
- 雨水の地下浸透機能の向上
- 透水性舗装や公共・公益施設又はその敷地において貯留浸透施設の設置を行う。

(3) 環境監視

①環境監視

■地盤沈下の監視

阪神地区地盤沈下調査広域水準測量の一環として、水準測量を実施する。

■地下水位の監視

31か所の地盤沈下観測所において、地層別の変動量と地下水位の常時監視を実施する。

■地下水質の監視

地下水質測定計画を作成し、地下水質に関する3種類の調査（概況調査、汚染井戸周辺地区調査、定期モニタリング調査）を行う。

■土壌汚染概況調査

重金属等の有害物質による土壌及び農作物の汚染の実態調査を行う。

6 騒音・振動の防止

(1) 固定発生源対策

①工場・事業場

■規制・指導

規制権限を委任している市町村に対する指導や担当職員が技術研修の充実等を行い、工場・事業場に対する規制・指導の徹底を図る。

■土地利用の適正化の促進

工場と住居の無秩序な混在を防ぐため、地域地区制度等の規制誘導手法や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備手法の活用や、工場の選地への配置等に努める。

②建設作業

■規制・指導

規制権限を委任している市町村に対する指導や担当職員が技術研修の充実等を行い、特定建設作業に対する規制・指導の徹底を図る。

③近隣騒音

■規制・指導

規制権限を委任している市町村に対する指導や担当職員が技術研修の充実等を行い、カラオケ騒音や拡声機騒音に対する規制・指導の徹底を図る。

■啓発活動の促進

市町村などによる騒音に係る環境教育や各種啓発活動の促進に努める。

④低周波空気振動

■調査・研究の推進

低周波空気振動の発生機構等に関する知見の集積に努める。

(2) 移動発生源対策

①航空機

■大阪国際空港に係る航空機騒音の常時測定

テレメータシステムの更新を行い、引き続き航空機騒音の常時測定を行う。

■関西国際空港に係る航空機騒音の環境監視

関西国際空港周辺において継続的に航空機騒音の測定を行い、WECPNLの変動、環境基準の達成状況を把握する。

■大阪国際空港周辺対策の推進

大阪国際空港周辺緑地の整備のため、利用緑地区域の告示日後建築物移転補償やその一街区において実施設計を行う。また、空港周辺整備機構に対し民家防音工事等の補助や関係市への共同利用施設の空気調和機器設備の補助を行うとともに、空港周辺住民等に移転・経営改善資金のあっせん融資及び利子補給を行う。

②鉄軌道

■騒音・振動対策の促進

新幹線鉄道や在来鉄道の事業者による騒音・振動対策の促進を図る。

■調査・研究の推進（新規）

関西国際空港へのアクセス特急の沿線において騒音・振動実態調査を行うとともに、騒音・振動対策手法の体系的な整理や、地域の実状に適した有効な対策手法について検討する。

7 環境保健対策等の推進

(1) 公害に係る健康被害の救済と予防

①公害に係る健康被害救済制度等の円滑な実施

■公害病認定患者死亡見舞金の支給

府下の「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表すため、関係市とともに死亡見舞金を支給する。

■公害医療研修事業への助成

公害医療に対する認識と理解を深めるため、公害医療に関する研修事業を実施している(社)大阪府医師会に対し助成を行う。

■健康被害予防事業の実施

大気汚染の影響による健康被害を予防するために、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害健康被害補償予防協会の助成を受けて、環境改善事業計画を作成するとともに、関係市等と連携を図りながら、低公害車の普及等の円滑な実施に努める。

②健康影響等に関する調査の実施

■大気汚染による健康影響調査

大気汚染が府民の健康に及ぼす影響について、30歳以上の成人、3歳児及び3歳児の追跡としての学童を対象としたアンケートを中心とした疫学調査を実施する。

また、光化学スモッグによる健康影響に関する基礎資料を得るため、被害発生時に緊急調査班を編成して現地調査を実施するとともに、健康に関する調査を行う。

■保健所における環境保健業務の実施

府民の健康を環境汚染から守るため、保健所において所管区域状況の把握、環境汚染に係る相談（苦情）の処理、環境啓発等の環境保健業務を実施する。

■呼吸器疾患の予防に関する調査研究

大気汚染が府民の健康に及ぼす影響について、30歳以上の成人、3歳児及び3歳児の追跡としての学童を対象としたアンケートを中心とした疫学調査を実施する。

■水処理及び水質確保に関する研究

飲料水、水道水源河川水の化学物質、細菌及び生物学的調査研究を行うほか、排水処理の高効率化・効率化、着色排水の脱色等の研究を行い、健康被害の防止に資する。

■母乳中の有機塩素系化合物の測定調査

産後約1～3カ月の授乳婦の母乳中の有機塩素系化合物の測定を行うと共に、母子健康調査を実施し、大阪府母乳栄養推進事業検討委員会で調査結果等を検討し、母乳の安全性を確認する。

■食品、容器包装等のPOB汚染調査

暫定的規制値が設定されている魚介類を中心に、食肉類・乳製品・育児粉乳・容器包装について、PCB汚染の実態を調査する。

■食品等の残留農薬に関する調査研究

食品等に残留する農薬、殺虫剤等の分析方法の検討を行うとともに、健康影響を評価するための研究を行う。

③環境保健サーベイランスシステムの構築

■環境汚染による健康影響等の監視体制の整備

大気汚染による府民の健康影響を早期に把握するための健康影響調査の実施、健康影響についての各種知見の集積を図るとともに、体系的な健康影響の監視等の体制の整備に努める。

■環境保健に関する調査研究体制の整備

大気汚染による府民の健康影響を早期に把握するための健康影響調査の実施、健康影響についての各種知見の集積を図るとともに、体系的な健康影響の調査研究体制の

整備に努める。

■環境保健に関する情報管理体制の整備

大気汚染による府民の健康影響を早期に把握するための健康影響調査の実施、健康影響についての各種知見の集積を図るとともに、体系的な健康影響の情報管理体制の整備に努める。

(2) 公害等の苦情及び紛争の処理

①苦情の処理

■府・市町村公害苦情相談窓口

公害等に関する苦情に対し、市町村と連携して、適切な苦情処理に努める。

■府警察機関による公害関係事犯の検挙

水質汚濁、廃棄物等公害関係事犯について、関係行政機関との緊密な連携のもと、積極的な取締りを実施する。

②公害紛争の処理と体制

■公害審査会の運営

係属中の調停事案の手続きを進めるとともに、新たに調停等の申請があった場合には、その適正な処理を行う。

③電波障害対策・日照障害対策

■府有施設の整備における発生防止

府有施設を建設する場合には、電波受信障害が予想される地域の調査結果に基づき、対策範囲を確定し、共同受信方式等による対策を行う。

■有線テレビジョン放送施設設置・変更手続きの円滑な実施

有線テレビジョン放送法に基づき有線テレビジョン放送施設の設置・変更手続きを円滑に実施する。

■法・条例による日影の規制

建築基準法及び大阪府建築基準法施行条例に基づき、日影の規制を行う。

(3) 事業者における公害防止対策の促進

①中小企業に対する防成

■産業立地促進融資

府内の中小企業の住工混在の解消などを図るため、工場の適正配置を促進する際に必要な資金を融資する。

■中小企業公害防止資金特別融資

中小企業者に対し、公害を防止するために必要な処理施設の設置、改善又は工場・

事業場の移転に係る費用に關して融資のあっせん及びこれに係る利子補給を行う。

- 中小企業低公害車購入資金特別融資
中小企業者が窒素酸化物排出量の少ない低公害な自動車に乗り換える場合などに、購入資金の融資あっせん及びこれに係る利子補給を行う。
- 中小企業設備貸与
公害防止設備等の近代化を図ろうとする中小企業にかわって(財)大阪府中小企業振興協会が設備を購入しリース等を行う業務の支援を行う。
- 中小企業設備近代化資金融資
資金調達力の困難な中小企業者に対する公害防止設備等の近代化促進のため、融資を行う。

- ③公害防止組織の整備
 - 公害防止管理者等選任状況調査の実施
公害防止管理者等の選任義務のある工場(特定工場)を調査するとともに、公害防止管理者等の選任状況について調査を実施する。
 - 未選任特定工場に対する指導
公害防止管理者等が未選任となっている特定工場に対し、その設置を促進するため、資格の取得等について指導する。
 - 公害防止管理者等研修会の開催
大阪府公害防止管理者等研修会を実施し、公害防止管理者等として必要な知識及び技能を習得させる。

(4) 化学物質の包括的対応

- ①環境影響の評価
 - 環境調査(汚染状況)
大気汚染に係る未規制有機物質モニタリング調査や、ゴルフ場周辺における農業等の水質調査、地下水質の実態調査等を実施する。
 - 分析手法の開発
公定分析法のない大気有機化学物質の測定方法の開発、検討を行う。
 - リスクアセスメント手法の検討
リスクアセスメント研究の動向及び国、地方自治体のリスクアセスメントへの取組に関する情報収集を行うとともに、具体的な応用について検討する。
- ②環境負荷の低減
 - 規制・指導
有害性の高い化学物質について、工場・事業場に対する大気、水、土壌等への排出規制を行うとともに、廃棄物の適正処理を推進する。

- (5) 災害時における生活環境の保全
 - ①緊急時対応の計画・組織づくり
■的確な対応方針の検討
災害による環境への影響を未然に防止するための予防対策、環境への影響が生じた場合における応急対策、復興段階における環境配慮の組み込み等について検討する。
■円滑な実施のための体制の整備
災害時の生活環境の保全に關する緊急時対応を円滑かつ適切に実施するための体制について検討する。

第3章 自然と共生する豊かな環境の創造

自然と共生する豊かな環境の創造に資するため、「大阪府自然環境保全条例」等に基づき、生態系の多様性の確保、多様な自然環境の保全・回復、活用、自然とふれあう場と機をつくり、自然環境の保全・創造のための活動の推進を図る。

1 生態系の多様性の確保

(1) 野生動物の種の多様性の保全

①鳥獣の保護

■第8次鳥獣保護事業計画の策定

野生鳥獣の保護と狩猟の適正化を図るための事業計画として、第8次鳥獣保護事業計画（平成9～13年度）を策定する。

■鳥獣保護区等の設定

鳥獣保護及狩猟二関スル法律に基づき設定した鳥獣保護区等の管理を引き続き行うとともに、新たな鳥獣保護区の設定について検討を行う。

■傷病野生鳥獣の救護

平成8、9年度野生鳥獣救護ドクターの指定を行うほか、動物園や愛鳥モデル校等を活用し、救護体制の充実を図る。

■鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護員による探鳥会の開催等の普及啓発活動のほか、愛鳥モデル校の活動を支援するとともに、新たな愛鳥モデル校の指定について検討を行う。

②貴重な淡水魚等の保護

■オホノボリ・イナゴ等の保護

オホノボリ等の生息調査の実施や、生息環境が保全されるような設計や工法等について事業者に対する指導を行う。

オホノボリについては純系種の保存等を行う。また、イナゴ、アゲハについて、増殖技術開発試験等を行う。

③希少な野生動物の保護

■府域の野生動物の分布、生息・生育状況の把握（大阪府種の多様性調査）

府域における野生動物の種の分布、生息・生育状況等の現状把握のための現地調査を実施する。

■希少な野生動物の保護

希少な野生動物の保護を図るため、その生息・生育環境を保全する。

(2) 野生動物の生息・生育空間の確保

①ビオトープの確保

■ビオトープの保全・回復

各種事業において、野生動物の生息等に配慮したビオトープの保全・回復に努める。

■ビオトープの創出

市街地等の自然度の低い地域における各種事業において、ビオトープの創出に努め、自然の質の向上を図る。

■ビオトープの確保のための技術的手法の調査研究及び指導・助言

試験研究機関等庁内関係部局と連携し、野生動物の生息等への配慮技術の現状について調査研究を行い、その成果の普及に努める。

■環境と共生するまちづくり事業の推進

府営河内長野木戸住宅の建設において、野鳥等の生息・生育する空間として、敷地内に草原・広場・防風林を設置する。

■環境共生港湾（エコポート）の形成

人工干潟や親水緑地の整備等、全国の模範となるエコポートモデル事業の堺泉北港での実施に向けての諸検討を行う。

②ビオトープネットワークの形成

■拠点となるビオトープを結ぶ河川の環境整備

水と緑の連続性を確保するため、石川、茨木川等において、生態系に配慮した多自然型川づくりや魚にやさしい川づくり等の整備を推進する。

■拠点となるビオトープを結ぶ道路の環境整備

道路を軸に連続した緑の確保を図るため、街路樹の植樹・管理や、ポケットパークの整備等を行う。

■拠点となるビオトープを結ぶ緑の整備

拠点となるビオトープを緑で結び野生動物の移動を活発にするため、各事業において、野生動物の好む樹木の植栽等を行う。

2 多様な自然環境の保全・回復、活用

(1) 貴重な自然の保全

①自然環境保全地域等の指定と保全

■自然環境保全地域の指定と保全

大阪府自然環境保全条例に基づく指定が必要な地域の調査検討を行うとともに、既存の自然環境保全地域（高槻市本山寺など5地域）について、土地所有者との保全契約の締結への助成などを行う。

- 緑地環境保全地域の指定と保全
 - 大阪府自然環境保全条例に基づき指定が必要な地域の調査検討を行うとともに、既存の緑地環境保全地域（能勢町三草山）について、地上権の設定への助成などを行う。
- ② 天然記念物等の保全
 - 和泉葛城山ブナ林の保全
 - ブナ林の生育区域を広めるために取得した周辺森林において、ブナの稚苗養成、植樹造林、雑樹造林地の保育を行うとともに、巡視管理などに対し助成を行う。
 - 府下の天然記念物等の保護増進
 - 国ならびに府の指定天然記念物となっている樹木等の保護と増殖を図るため、所有者が行う樹勢の回復や、腐食防止、除虫等の措置について、指導、助言を行う。
- ③ 自然海岸の保全
 - 長松自然海岸保全地区及び小島自然海岸保全地区の保全・整備
 - 長松及び小島の自然海岸保全地区において、清掃、ごみの回収を行うとともに、両地区の概要集及び紹介パンフレットの配付等を行う。
- (2) 森林環境の保全・整備
 - ① 森林地域の保全
 - 保安林の保全・管理
 - 第5期保安林整備計画に基づき、保健保安林の指定に努め、生活環境保全林整備事業、多目的保安林総合整備事業の導入と併せて整備を行う。
 - 固定公園区域の保全
 - 固定公園内の開発に対しては、自然公園法に基づき許可権限を厳正に運用することにより開発を抑制するとともに、自然環境の保全に努める。
 - 近郊緑地保全区域の保全
 - 無秩序な市街化を防止するとともに、都市住民の健全な心身の保持増進や公害の防止を図るため、平成7年9月に大阪府公報により公表した指導指針に基づき、開発の抑制を指導する。
 - 「自然環境の保全と回復に関する協定」制度等による緑地等の保全
 - 大阪府自然環境保全条例に基づき、自然環境に影響を及ぼす行為を行う者と協定を締結し、一定の緑地等の確保など自然環境への配慮を求めるとともに、森林機能の保全を図る。
 - ② 巡視制度の活用
 - 自然環境保全指導員制度の運用
 - 府民参加による自然環境の保全、巡視制度である自然環境保全指導員制度の運用により、府域における自然環境の保全等の状況を把握するとともに必要な指導等を行い、その適正な維持管理を図る。

- 森林保全員制度の運用
 - 森林の保育、管理に精通した森林保全員を、市町村の推薦により府民の中から委嘱し、山地パトロールを行い、森林の火災、害虫被害、風水害、盗伐及び違法開発等の早期発見及び未然防止を図る。
- 自然公園指導員の活用
 - 固定公園関係自治体との連携の強化、委嘱人数の拡充など、自然公園指導員の活動の充実を図る。
- ③ 森林の公益的機能の維持・増進
 - 森林造成事業の推進
 - 府下一円の森林を対象に、造林（植栽等）、保育（下刈、除・間伐）、林地改良等の実施及び助成を行う。
 - 治山事業の推進
 - 森林の維持造成を通じて、山地災害から府民の生命・財産・安全を確保するとともに、水源かん養等を図るため、治山ダム工、山腹工及び森林整備などを実施する。
 - 森林景観保全整備事業の推進
 - 固定公園において、現に荒廃、あるいは荒廃のおそれがある森林を対象として、整理伐、植栽など景観面に主眼をおいた森林整備を実施する。
 - 保安林整備緊急対策事業の推進
 - 現に荒廃、あるいは荒廃のおそれがある保安林を対象として、造林（植栽等）、保育（下刈、除・間伐、枝打）を実施する。
 - 間伐の促進
 - 健全な森林の育成を図るため、間伐の実施に対して助成を行い、組織的、計画的な間伐（平成8年度計画：90ha）を推進する。
- (3) 地域緑地の保全
 - ① 緑地保全地区の指定拡大の推進
 - 緑地保全地区の指定拡大の推進
 - 都市緑地保全法に基づき緑地保全地区について、市町村へ積極的な対象地の振り起こしと地区指定を働きかける。
 - ② 鎮守の森等の保全
 - 鎮守の森整備事業の推進
 - 野々宮神社（堺市）及び津嶋部神社（守口市）における、みどりの育成や風致の保全、ベンチ等の簡易な利用施設等の設置に対して助成を行う。
 - 風致地区の指定・保全の推進
 - 良好な自然景観に富んでいる地域等を対象に指定した風致地区において、風致に影響を及ぼすような行為を制限するなど適切な指導を行う。

(4) 農空間の保全と活用

① 農村地域の保全整備・活用

■ 農業の振興

生産活動等を通じた農地等の自然環境の適正な維持管理を図り、農村地域を豊かな緑、水、ゆとりがあり空間とするため、農業の振興に努める。

■ 広域農業公園「愛農遊農いこいのさと」構想の推進

都市と農村の交流型農業の育成や地域農業の活性化を図るために、岸和田市など8市町村が行う広域農業公園育成整備構想の策定に対して助成を行う。

■ 赤とんぼ計画の推進

地域の特性にふさわしい秩序ある土地利用の構想及び整備を考慮した基本計画・実施計画を策定し、農業生産基盤施設・環境施設・緑化や、水辺空間等の整備等により地域住民・府民にとってよりよい生活環境づくりを図る。

■ 農空間整備事業の推進（新規）

21世紀に向けた農空間の将来像を検討し、その実現をめざす整備基本方針の策定に取り組むとともに、堺市など8市町村において農空間の地域整備計画を策定する。

② 「農」文化の総合的振興

■ 広域農業公園「愛農遊農いこいのさと」構想の推進

農業、農村が持つ自然資源、伝統や文化等を活用した、都市と農村の交流型農業の推進のための拠点施設の整備計画等を盛り込んだ構想の策定を行う岸和田市など8市町村に対して助成を行う。

■ 府民ふるさとむら推進事業の推進

堺市、貝塚市をモデル市とし、地域資源を活用した農村の活性化方策を策定し、それに基づいた交流活動、講座等を開催する。

③ 「農」の教育的機能の増進

■ 府民牧場の整備

府民が「家畜や酪農に親しみながら人との関わりを学ぶ場」となるよう府民牧場の再整備に向け設計・造成工事着手のための事前調査を行う。

(5) 水辺環境の保全と活用

① 河川環境の整備

■ 河川環境整備事業の推進

石川、茨木川等について、生態系に配慮した多自然型川づくりを推進する。

■ 魚にやさしい川づくりの推進（新規）

「魚にやさしい川づくり10箇年計画」を策定し、個別河川において、自然に近い河道、わんどの保全・形成、魚道の設置等の事業化を図る。

■ わんどの保全

天然記念物のイタセンバラ等が生息する淀川のわんなどを保全するため、関係機関への働きかけを行う。

■ 水と緑豊かな溪流砂防事業の推進

個々の溪流の特色を活かした水と緑豊かな溪流づくりを推進するため、がらと川（枚方市津田）など6河川で修景護岸工（雑石積）などを行う。

■ 砂防環境整備事業の推進

都市周辺の溪流において緑と水辺の空間を確保するため、水越川（千早赤阪村水分）で親水護岸工及び散策道整備等を行う。

■ 河川水質の保全

発生源対策、下水道整備、浄化施設の施工、水質の常時監視、環境保全意識の啓発等により、河川水質の改善を図る。

■ 河川水量の確保

「河川環境整備マスタープラン」に基づき、関係部局との調整を行い、河川流量の確保（多様な水源の確保）を図っていく。

■ 「河川水辺の国勢調査」の充実

ヒートマップの創造をテーマとした川づくりを推進するため、河川の魚介類、底生生物等の生息状況の調査を行う。

■ ダム湖周辺整備の推進

狭山池ダムにおいて、池周辺の環境や景観の保全・再生・創出を図る。

② 農業用水路の整備

■ いきいき水路モデル事業の推進

農業用水路に水と緑にふれあえる快適な水辺を創出するため、長瀬川をはじめ、計4地区において植栽や修景護岸などの多面的整備を行う。

③ ため池環境の整備

■ オアシス整備事業の推進

久米田池（岸和田市）など計10地区において、親水護岸や遊歩道の整備、多目的広場や水質保全施設の設置、池周辺の緑化工事等を実施する。

■ 地域総合オアシス整備事業の推進

泉南地区（泉南市）など4地区において、複数のため池を総合的に整備することにより、水と緑豊かな水辺づくりを行う。

■ ため池環境コミュニティの支援

オアシス整備事業の推進を図るため、地元住民、ため池管理者等の参画による環境づくりの推進母体「ため池環境コミュニティ」の組織づくりや運営について、「オアシス環境づくりマニュアル」を活用して支援する。

- 河川愛護月間、森と湖に親しむ旬間等による啓発
河川愛護月間（7月）において、ポスター等による広報、河川クリーンキャンペーン等の行事を実施する。
- 森と湖に親しむ旬間（毎年7月21～31日）において、箕面川ダム親子ウォーキングラリーを実施する。
- 砂防環境整備事業の推進
都市周辺の溪流において緑と水辺の空間を確保するため、水越川（千早赤阪村水分）で親水護岸工及び散策道整備等を行う。
- ふるさと砂防事業の促進
牛滝川左支川及び唐川において、それぞれ岸和田市、太子町の周辺整備計画と一体で、地域の自然・社会特性を考慮した流路工の整備等を行う。
- 水と緑豊かな溪流砂防事業の推進
個々の溪流の特色を活かした水と緑豊かな溪流づくりを推進するため、がらと川（枚方市津田）など6河川で修景護岸工（雜石積）などを行う。

- ② ため池でのふれあい
■ いきものにふれあうオアシス整備事業
山間部や丘陵地にあるため池を活用し、いきものと人とのふれあいを大切にす水辺づくりを推進しており、四條畷市下原地区において整備に着手する。
- ため池愛護月間、オアシス月間による啓発
ため池愛護の意識づくりを図るため、ため池愛護月間（5月）に災害防止や環境保全に向けた広報活動を実施するとともに、オアシス・クリーンアップ・キャンペーン（11月）の展開を通じて啓発等を行う。
- オアシス・クリーンアップ・キャンペーン推進事業の推進
「みんながため池をきれいにして“都市のオアシス”にしよう」をテーマに、府民参加によるため池のクリーンアップ（清掃）などを通じた啓発活動を行う。

- ③ 海辺でのふれあい
■ 海洋性レクリエーションの場の整備（海岸環境整備事業等）
淡輪・猪作海岸において魚介類の生息の場や、自然観察、体験フィールドとして活用できるよう人工磯浜等の構空間の整備を進める。
- 二色の浜環境整備事業の推進
阪南6区、二色の浜海浜緑地において、海浜レクリエーション、マリンスポーツの拠点の整備の一環として、海浜緑地の管理事務所新築等を行う。
- 海に親しむ府営公園の整備
海浜の立地を活かし、海浜型レクリエーションの拠点となり、海辺の修景を図るための公園として、二色の浜公園等の開設面積の拡大を行うとともに、磯浜等の施設充実を行う。
- ふれあい漁港漁村整備事業の推進
第9次漁港整備長期計画に基づき、深日漁港及び小島漁港において整備を行う。

- ② 府民参加の森づくり
■ 府民参加の森づくり事業の推進
府、市町村及び地元住民が一体となって、下草刈りや樹木の適正本数の管理のための除伐・間伐等の保育事業を実施する。
- ③ 森林と木にふれあう機会の提供
■ 森林林業教育実施事業の推進
市有林等に「学びの森」を設置して、小学生を対象とし、森林・林業教室及び木工教室の開催、枝打等の林業体験を実施する。
- 木工教室等の開催
直接木に触れることにより、森林・林業への理解を深めるため、府、各市町村の農林業祭において木工教室を積極的に開催する。

- (3) 水辺でのふれあいの場と機会づくり
① 河川でのふれあい
■ 河川環境整備事業の推進
石川、茨木川等において、生態系に配慮した多自然型川づくりを推進するとともに、芥川、石川、安威川、天野川等において環境整備を実施する。
- ふるさと川の川整備事業の推進
姉北川、内川、松尾川、香木川、飛鳥川の5河川において、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る。
- 魚にやさしい川づくりの推進（新規）
「魚にやさしい川づくり10箇年計画」を策定し、個別河川において、自然に近い河道、わんどの保全・形成、魚道の設置等の事業化を図る。
- 魚に親しむ川づくりの推進
水産資源の保護、水質保全の意識啓発を図るため、漁業権河川において、アユ稚魚等の体験放流、親子によるマス釣り体験教室を実施する。
- 魚とふれあえる水辺の整備
遊漁者及び河川利用者により向上等の意識啓発を行うため、漁業権河川において、パンフレット配付、指導員の巡回指導等を実施する。
- 水質保全啓発活動の推進
生活排水対策の重要性等について府民啓発を推進するため、市町村や民間団体との連携・支援を図るとともに、パンフレットの作成等を行う。
- 河川公園の整備
石川河川公園において開設面積の拡大を行うとともに、修景施設等の整備を行う。
- ダム湖周辺整備の推進
狭山池ダムにおいて、池周辺の環境や景観の保全・再生・創出を図る。

- 海岸愛護月間による啓発
海岸愛護月間（7月）の期間中、ボランティア団体が行う海岸清掃への支援（軍手、ゴミ袋等の支給）を行う。
- 海辺の教室等の開催（瀬戸内海環境保全普及活動事業）
大阪府立青少年海洋センターでの海洋プログラムや岬町の自然海岸での生物観察などを開催する。

4 自然環境の保全・創造のための活動の推進

(1) 推進体制の整備

①推進体制の整備

- 大阪府みどりの基金の運用
大阪府みどりの基金の運用利息等を活用し、市街地の緑化の推進や府域における良好な自然の保全を行う。また、みどりの持つ防災機能にも着目した効果的な事業の展開を図る。

■(財)大阪みどりのトラスト協会事業の展開

- (財)大阪みどりのトラスト協会が実施するブナ林保全整備管理事業等の自然環境保全事業、みどりの人材銀行運営事業及び緑の少年団育成事業等の普及啓発事業に対して助成を行う。

■自然環境保全指導員制度の運用

- 府民参加による自然環境の保全、巡視制度である自然環境保全指導員制度の運用により、府域における自然環境の保全等の状況を把握するとともに必要な指導等を行い、その適正な維持管理を図る。

■森林保全員制度の運用

- 森林の保育、管理に精通した森林保全員を、市町村の推薦により府民の中から委嘱し、山地パトロールを行い、森林の火災、害虫獣害、風水害、盗伐及び違法開発等の早期発見及び未然防止を図る。

(2) 自主的な活動の促進

①自然環境教育及び学習の振興

- 自然環境に関する教育及び学習の振興
府下5か所（府営林、野外活動センター）において、学校教員や青少年活動指導者等を対象に、林業体験、自然観察会等の体験学習を実施する。
- 広報活動の充実
みどり施策をはじめとする情報の効果的な発信を行うため、府発行各種広報誌の活用やみどり関係冊子（パンフレット）の作成・配付等を行う。

②自主的な活動の促進

- 自然環境に関する情報の収集・提供
府下周辺山系の貴重で豊かな緑を紹介し、府民の自然環境保全活動への参加を呼びかけるため、府発行各種広報誌の活用や、(財)大阪みどりのトラスト協会による自然環境に関する情報収集・提供に対するの助成を行う。
- 活動に対する技術的な指導・助言
府下5か所（府営林、野外活動センター）において、学校教員や青少年活動指導者等を対象に、林業体験、自然観察会等の体験学習を実施し、技術的な指導・助言を行う。
- 活動を指導する人材の育成
自然環境保全活動を促進させるための人材育成として、みどりすと（みどりのボランティア）の育成、青少年活動指導者等を対象とした自然体験学習の実施、パークレンジャーの育成を行う。
- みどりの人材銀行運営事業の推進
みどりすと（みどりの情報センター）の人材の登録、研修会の開催、育成・派遣を行う。また、みどりの情報センターの運営を行う。
- 緑の少年団育成事業の推進
緑と親しみ、育てる活動を通じて、心豊かな社会人に成長することを目的とした大阪府緑の少年団連盟の活動に対して助成を行う。

第4章 文化と伝統の香り高い環境の創造

文化と伝統の香り高い環境を創造するため、水や緑に頼しむことができる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成、歴史的文化的遺産の保存活用による歴史的文化的環境の形成を図る。

1 潤いと安らぎのある都市空間の形成

(1) 緑豊かなまちづくり

① 都市公園の整備

■ 健康と生きがいを支える府営公園の整備

府営原野緑地池6公園の維持管理を行うとともに、増給池公園の開設面積の拡大を図り、テニスコート等を整備する。

■ 市街地に広大な森林をつくる府営公園の整備

府営大泉緑地の開設面積の拡大と、ふれあいの庭を整備し、充実を図るとともに、施設の維持管理を行う。

■ 市町村公園緑地整備への助成

住民が身近に利用する街区公園、近隣公園など13公園の整備を行う11市に助成を行う。

② 道路・街路等の緑化

■ 彩りの街整備事業の推進

街を花と緑で彩る緑道など16地区の整備を行う15市に対して助成を行う。

■ 街路樹等の整備（一部新規）

街路樹を増殖し、樹木の管理を行う。また、整備にあたっては、信号待ちの場所に木かけを提供し、早いすの運行に配慮した植樹株の改良を行うなど「人にやさしい緑の道づくり」を新たに進める。また、防火機能の高い樹種の導入や植樹密度を高め、災害時の延焼防止や避難路の確保に努める。

③ 公共施設の緑化

■ 庁舎・府営住宅の緑化

まちの「みどりの拠点」となり周囲の環境と調和する公共建築物の整備を行う。また、中高層の府営住宅を対象に植樹するとともに、樹木等の管理を自治会等住民が行えるよう誘導する。

■ ポケットパークの整備

府有建築物において、「施設緑化」と「憩いと潤いの場の提供」を図り、潤いと安

らぎのある都市空間の形成に努める。

■ 府立学校の緑化

府立高等学校について、花壇の設置、中庭等の整備、法面の緑化、堀・壁の垂直緑化等緑化推進事業を行う。

■ 下水処理場の緑化

原田処理場他7か所を憩いの場として府民に開放するため、植栽等の整備を行う。

④ 地域緑化の推進

■ 緑化樹配付事業の推進

住民が協同して行う植樹等に対して、無償で樹木を配付し、緑豊かなまちづくりを進める。

■ 民間施設緑化推進事業の推進

公開性や公益性の高い民間施設の接道部や屋上等で実施される緑化に対して助成する。

■ 緑化支援隊による緑化の推進

市街地緑化の拠点となる民間施設について、緑化計画の作成から、土壌改良、緑化樹木の植栽、保育、管理、指導までを一体的に行い、着実な施設緑化を図る。

■ 工場等の緑化推進

工場緑化用樹木の配付等により、工場環境の緑化を促進する。

■ 緑化の知識の普及、指導

緑化に関する講習会・研修会の開催、見本圃の設置、緑化指導、情報収集・提供などを緑化センターや花と緑の相談所において行う。

■ 大阪施設緑化賞（みどりの景観賞）

敷地内や壁面、屋上等に緑化が行われているもののうち、これからの施設緑化のモデルとなる優れた施設について表彰を行うとともに、作品集の作成、記念講演会の開催等を行う。

■ 緑化運動の推進

緑化意識の高揚を図るため、大阪府植樹祭、緑の募金等の普及啓発事業を展開する。

■ 緑地協定・市民緑地制度等の活用

都市緑地保全法に基づく緑地協定・市民緑地制度等の活用により、市街地の緑地の保全管理と緑化を促進する。

■ 緑化センターの活用

府立緑化センターを運営し、広く緑化の普及啓発を図る。

■ 風致地区の保全

風致に影響を及ぼす開発行為や建築物の規制等を行うとともに、適切な指導を行う。

(2) 水辺環境の整備

① 河川環境の整備

- 埋立地の活用
 - 堺第7-3区に設置した「みなと堺グリーンひろば」を4月から11月の日曜・祝日に府民に開放する。
- ③ため池や水路等の整備
 - オアシス整備事業の推進
 - 久米田池他9地区で、親水護岸や遊歩道、多目的広場等を整備する。
 - いきいき水路の整備
 - 長瀬川、五箇水路他2水路において、植栽や修景護岸等を整備する。
- (3) ゆとりある空間の確保
 - ①歩道等の整備
 - 歩行者用道路の整備
 - 府道を整備し、歩行者用道路を付設するとともに、市町村道の整備事業に補助する。
 - サイクリング・ロードの整備
 - 北河内地域において大規模自転車道(約45.5km)の整備を進める。
 - 休憩場・案内標識の設置
 - 簡易パーキング(太子町道の駅)の整備を行うとともに、道路の案内標識を設置する。
 - 街路樹の整備
 - 街路樹を植栽するとともに、維持管理を行う。
 - 透水性歩道の整備
 - 透水可能な歩道の舗装を実施する。
 - ②広場等公共空間の整備
 - 公園空地の確保
 - 総合設計制度を活用し、容積率や高さに関する形態規制の一部を緩和することにより、民間施設の敷地内における公園空地を確保する。
 - ③歩道の通行性の確保
 - 電線類の地中化の促進
 - 道路下に電線類を共同に収容する施設を設置し、電線及び電柱を道路上から除去する電線共同溝事業を実施する。
 - 放置自転車解消のための広報・啓発
 - めいわく駐車や自転車の放置をしない・させないという府民の意識の高揚を図るラジオスポット放送や街頭キャンペーンを実施する。
 - 駐輪場の整備の促進
 - 市町村が行う複層式自転車駐車場の整備に対し、その建設費の一部を補助する。

- 河川環境整備事業の推進
 - 環境護岸や高水敷、遊歩道、桜つつみの整備などを芥川、石川、安威川、天野川等において実施する。
- 治水緑地の整備
 - 恩智川中・上流部及び打上川の4地区において、レクリエーション等の多目的に利用できる治水緑地を整備する。
- ふるさとの川整備事業の推進
 - 周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を、城北川、内川、松尾川、香木川及び飛鳥川において実施する。
- 河川再生事業の推進
 - 道頓堀川を対象に、河川の二層化など、治水機能と河川環境の向上を目的とする河川再生計画を策定する。
- 河川公園の整備
 - 府営石川河川公園などの開設面積の拡大及び施設の充実を進める。また、国営淀川河川公園の維持管理等の負担を行う。
- 地域交流拠点(水辺プラザ)の整備(新築)
 - 天野川において、自然や歴史の学習の場、交流の拠点となる水辺プラザを整備するための設計業務を行う。
- 河川浄化事業
 - 東除川において潮流浄化施設を整備し、また、平野川等で汚泥の浚渫などを行う。
- スパー堤防の整備
 - 西区岩崎地区及び此花西部臨海地区における市街地再開発等と一体となって木津川、安治川等において縦横斜堤防(スパー堤防)を整備し、親水性の向上を図る。
- ②海辺環境の整備
 - 南大阪湾岸整備事業の推進
 - 本年秋には、公園・緑地の一部を府営公園及び市町公園として開設するなどの整備を行う。
 - 湾岸環境整備事業の推進
 - 堺北港(泉北6区・泉大津旧港)及び、阪南港(岸和田旧港・木材港)において緑地や緑道等の整備を行う。
 - 海岸環境整備事業の推進
 - 淡輪・指作海岸において、海水浴場や人工磯浜の整備を進め、約1.4kmを平成8年度末には完成させる。
 - エコポート(環境と共生する港灣)の推進
 - 人工干潟や親水緑地の整備等、全国の模範となるエコポートモデル事業の堺泉北港での実施に向けての協議を行う。
 - 海に親しむ府営公園の整備
 - りんくう緑地(17.5ha)を秋に開設する。また、せんなん里海公園を平成9年の開設に向けて整備を進める。

■違法看板等の撤去

屋外公告物の適正な掲出について指導し、違法なものについては撤去を行う。また、地元市への撤去権限の委任を進め、きめ細かな撤去活動を図るとともに、府・市・地域の自治会等で撤去協議会を構成し、住民と一体となった撤去活動を行う。

2 美しい景観の形成

(1) 公共事業等による推進

①美しい公共施設づくり

■府有施設の整備

府有施設の整備にあたっては、周辺環境との調和を図り、まちの魅力を高め都市の景観をリードする美しい施設づくりを進める。

■府営住宅の整備

府営住宅の建設にあたり、住棟配置、外壁のデザイン、植樹、幼児遊園、コミュニティ道路の整備等について周辺環境との調和を図り、地域の景観の向上を図る。

■構・道路等の景観配慮

構や道路などの土木構造物の整備に際して、周辺の景観に配慮し、強調・調和・融合を図る。

■街路灯、ガードレール、標識等の景観配慮

街路灯、ガードレール、標識等整備に際して、周辺の景観に配慮し、強調・調和・融合化を図る。

(2) 適切な誘導・規制

①適切な誘導・規制

■土地利用規制等既存法令による規制

都市計画の用途規制制度に従い、建ぺい率や容積率など建築基準法に定められた規制を遵守するよう適正な運用を行う。

■地区計画・総合設計制度等の活用

地区計画制度、再開発地区計画制度、総合設計制度等の活用を促進する。また総合設計制度取扱要領に基づき建築計画を作成させ、敷地内に一定規模以上の空地を確保し、緑地等を設けるなどの整備が行えるよう誘導する。

■建築協定制度の活用

建築協定制度の相互の連携をはかり、共通する諸課題について検討する大阪府建築協定地区連絡協議会を支援するとともに、大阪府建築協定行政連絡協議会の運営を行う。

■市町村の景観マスタープランの支援

地域性を考慮した景観づくりを進めるため策定される市町村の景観マスタープラン

づくりに指導・助言する。

■景観形成ガイドライン等の活用

府民、事業者、行政（大阪府、市町村）が美しく心地よい景観づくりに対する共通意識をもち、適切に役割を分担し連携しながら景観施策を総合的、計画的に展開する。

■密集住宅街地整備促進事業

老朽化した民間の木造賃貸住宅等が集中する10地区において、建て替えや公園等公共施設の整備を進める量中市他3市に助成する。

■街なみ環境整備事業の推進

岸和田市及び八尾市において、公園や道路の美観舗装など修景施設の整備等を引き続き行うとともに、大阪市住吉大社周辺地区、平野郷地区において事業に着手するた

め、現況調査を実施する。

②景観を阻害する行為の抑制

■景観を損なう屋外公告物の指導、撤去

まちの美観、自然と調和した広告物の掲出がなされるよう規制・指導を行う。また、広告物に関する知識・技術の習得のため屋外公告物業者を対象に講習会を開催する。

■散乱廃棄物（※イ捨て防止）対策の検討

「散乱廃棄物対策庁内検討会議」において、効果的なポイ捨て防止対策を検討するとともに、「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、環境美化月間事業の充実を図る。

■めいわく駐車や放置自転車解消に向けた府民運動の展開

めいわく駐車や自転車の放置をしない・させないという府民の意識の高揚を図るため、ラジオスポット放送の実施や街頭キャンペーン、街頭指導を行う。

(3) 景観づくり活動等の促進

①美しい景観への関心づくり

■イベント等の開催

パネル展や、東大阪市のまちづくり事例の見学会を実施する。

■大阪都市景観建築賞

景観上優れた建築物やまちなみについて府民からの推薦を受け大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）として表彰するとともに、記念講演会等を実施する。

■まちづくり功労者の表彰

まちづくりに特に功績のあった個人・団体を表彰するとともに、府民のまちづくりに啓発するために講演会を実施する。

②活動の支援

■団体等の交流の場の設置

大阪美しい景観づくり推進会議を運営し、意見交換会等を行う。

■美化運動の支援

中環をきれいにする日、外環クリーニング月間、道路美化モデル区間において、自治会や市町村と共同し、道路の清掃や、道路の美観についての広報・啓発活動を行う。

3 歴史的文化的環境の形成

(1) 歴史的文化的遺産を活かしたまちづくり

① 歴史的町並み等の保全

■歴史的建造物群の保存

富田林寺内町の町並みが、国の重要伝統的建造物群として選定を受けるために必要な住民の合意形成、都市計画道路の廃止等について、富田林市へ指導・助言を引き続き行う。

② 史跡・名勝等の文化財の保全

■史跡・名勝等の指定による文化財の保全

歴史的文化的遺産を順次、史跡・名勝等に指定し、その保護を図るとともに所有者に対して保全のための指導・援助を行う。

■史跡等、公有化整備事業への助成

難波宮跡、今城塚古墳他10か所の公有化事業を行う9市町に助成する。また池上曾根遺跡他4か所の保存・修理・整備事業を行う4市町に助成する。

■文化財等の調査

国際文化公園都市予定地内において文化財総合調査を実施し、有形、無形文化財、埋蔵文化財の状況を把握し、必要なものは、文化財の指定等を行う。

■埋蔵文化財の保全及び調査

埋蔵文化財包蔵地における開発工事については、事前に事業者との協議を行い、文化財が不用意に失われないように指導する。また、破壊のおそれのあるものについては、発掘調査を実施し、資料の整備・保存に努める。

③ 歴史的町並みを活かした施設づくり

■歴史街道の整備

道路ネットワークの整備や歴史的まちなみの保全、情報発信、イベントの開催等を民間企業・住民・市町村と連携して進める。

■歴史を彩る歩道整備事業の推進

旧街道の町並みや景観に調和するよう、道路面の美化やデザイン照明、案内板の設置など、市町村が実施する整備事業について補助を行う。

■ウォーキング・トレイル事業の推進

歴史や文化、自然を感じさせる地域の拠点を連絡する歩行者専用道路等の整備を羽曳野市他3か所で実施する。

■歴史の息づく水辺空間の整備

石川及び飛鳥川において、修景護岸や緑地等の整備を行う。

(2) 開かれた歴史的文化的環境づくり

① 博物館等の整備・運営

■府立博物館の運営

発掘調査で出土した遺物を近つ飛鳥博物館、弥生文化博物館、泉北考古資料館において計画的に収集整理し、成果を公開するとともに、海外からの資料も取り寄せて特別展、企画展を開催する。

■市町村郷土資料館等への支援

文化財の調査・収集・展示等を行う施設を建設する1市に対して補助を行う。

② 学習・情報提供の推進

■歴史情報の提供

『大阪誕生』の刊行や文化財地名章の改訂を行う。また、発掘調査の成果を府民に理解してもらうため現地説明会を開催する。

■講座、イベント等の開催

博物館の特別展等のテーマに関連したセミナーや講演会を開催するとともに土器作りなどの体験学習を実施する。また、(財)大阪府文化財調査研究センターが開催する文化財講座、シンポジウム等を支援する。

■文化財指導員による指導

府域を8ブロックに分け、文化財指導員による巡回等を行い、文化財の保護に関して指導・助言する。

第5章 地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造

地球環境保全に資する環境に優しい社会を創造するため、地球環境保全に資する取組の推進、環境に優しい地域づくりの推進を図る。

1 地球環境保全に資する取組の推進

(1) 協働による行動の推進

①地球環境保全行動指針の推進

■地球環境保全行動指針の普及・啓発

豊かな環境づくり大阪府民会議において策定した、府民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための「地球環境保全行動指針」の普及啓発を図る。

■地球環境保全行動計画（ローカルアクション21）の策定・推進（新規）

豊かな環境づくり大阪府民会議において「地球環境保全行動指針」とあわせて府のローカルアクション21となる、豊かな環境の保全及び創造に向けて行動計画を策定・推進する。

②行動規範づくり

■環境教育の推進

府民の地球環境に対する理解と認識を深め、自発的な取組を促進するため、多様な環境教育施策を実施する。

③拠点施設づくり

■環境情報コーナーの活用

府民や事業者が地球環境に対する理解と認識を深め、地球環境を保全する取組を主体的に進めることができるよう、関連する図書、資料、ビデオ等の視聴、閲覧、貸出を行う他、地球環境問題に関する相談にも応じるコーナーを常設する。

■環境コーナーの設置促進

身近な環境から取り組みむことを提唱した「地球環境保全行動指針」に基づき、民間企業の協力を得て、環境にやさしい行動を府民に促す場として、気軽に環境に関する情報を得ながら交流できるコーナーの整備の促進に向け、モデル調査を実施する。

④ネットワークづくり

■豊かな環境づくり大阪府民会議

府、市町村、事業者、府民及び民間団体等で構成する「豊かな環境づくり大阪府民

会議」を運営するとともに、同府民会議で策定した行動計画に基づき、豊かな環境の保全及び創造に向けて、実践活動を積極的に展開する。また、府民会議を構成する団体等の間で、豊かな環境の保全及び創造に向けて連携を図るとともに、情報交流を促進する。

■地球環境関西フォーラムへの参加

地球環境問題の克服に寄与することを目的として、関西の企業、自治体、消費者団体、学識経験者等で組織する「地球環境関西フォーラム」に参加し、より実践的な取組や調査・研究を行う。

■大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議

循環型社会の構築に向けた取組を進めるため、府、市町村、事業者団体、住民団体及び学識経験者で構成する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、ごみ減量化・リサイクルについての調査研究や啓発事業を実施する。

■大阪府省資源運動推進会議

民間レベルにおける省資源・省エネルギーの推進を図るために設置された本推進会議を通じて、啓発リーフレットの作成や省資源・省エネルギー実践コンクール等の啓発事業や情報提供を行う。

(2) 地球環境問題への取組

①地球温暖化防止対策の推進

■「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」の推進（一部新規）

「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、地域特性に応じた工場・商業・有活用品ステマムの導入促進策を検討するとともに、家庭における省エネルギー行動の実践効果を把握する。

■温室効果ガス等モニタリング調査等の実施

温室効果ガス等モニタリング調査等の実施
温室効果ガス等モニタリング調査等において、モニタリング調査を実施する。温室効果ガス等モニタリング調査等において、モニタリング調査を実施する。温室効果ガス等モニタリング調査等において、モニタリング調査を実施する。

②オゾン層保護対策の推進

■フロンの回収の促進

フロンの回収機・ポンペを府下の市町村等へ貸与し、フロンの回収を支援する。

■大阪府フロン対策協議会の設置・運営

関係業界、行政、学識経験者等からなる「大阪府フロン対策協議会」を運営し、フロン回収及び適切な処理の支援、フロン回収・処理に関する啓発及び調査研究を行う。

■フロン破壊処理技術の普及促進

破壊処理試験が行われている施設へ回収フロンの搬送し、破壊処理調査を実施するとともに、低溫接触フロン分解装置について、現場破壊処理を目的とした車載型装置

の実用化への技術開発を支援する。

■代替フロンの環境モニタリングの推進

府下で使用量の多い代替フロン3物質(HCFC-22、134a、141b)について、効果的な分析方法を検討し、都市域及びバックグラウンド地域での環境モニタリングを推進する。

■脱フロン技術の普及

脱フロン技術等の技術に関する知識と経験を有する者を技術アドバイザーとして登録し、府下の中小企業の要請に応じて派遣し、技術指導を行う。

③酸性雨対策の推進

■酸性雨のメカニズムの研究

府域における酸性雨発生機構解明の基礎資料を得るため、2定点における継続調査と年2季48地点において、酸性雨分析調査を実施するとともに、生駒山系における大気環境解析調査を実施する。また、府立大学を主担として、長距離輸送シミュレーションモデルによる動態解析を実施するほか、森林技術センターと共同して、府下森林定点における生態系影響調査を実施する。

■酸性雨対策の実施

酸性雨の原因物質である窒素酸化物、硫黄酸化物の排出を抑制するため、大気汚染防止法等に基づき工場・事業場の規制、指導を行うとともに、地域冷暖房システムを導入、クリーンエネルギーへの転換などを促進する。

④森林、特に熱帯林の保全

■森林、特に熱帯林の保全対策

地球環境保全の観点から、府域の森林についての保全を図る。また、国際協力を推進するため、熱帯地域を中心とした保全・再生について、これまで長年にわたり培われてきた治山、森林造成、緑化などに関する技術を活かせるよう検討する。

■熱帯産木材の使用抑制

府有施設の建築工事において、熱帯林の保全を図るため「熱帯木材の使用抑制に関する基本方針」に基づき、針葉樹複合型枠等の使用、あるいは型枠を使用しない工法を取り入れ、熱帯木材の使用抑制に努める。

(3) 開発途上国等に対する環境協力の推進

①国際機関への支援

■UNEP(国連環境計画)国際環境技術センターへの支援

開発途上国等の環境問題を解決するために設置されたUNEP(国連環境計画)国際環境技術センター(大阪)を支援し、地球環境問題に取り組みため、(財)地球環境センターに対して職員を派遣を行う。

■国際エメックスセンターへの支援

世界の閉鎖性海域の環境保全と適正な利用の推進を図る国際エメックスセンターに対し、府知事が常任理事として運営を支援していく。

■「国際環境自治体協議会(ICLEI)」との連携

国際的な連携と協調の下で、国際的視野に立った地球環境保全に関する国際的な自治体ネットワークである国際環境自治体協議会(ICLEI)との連携を図る。

②国際技術協力力の推進

■海外友好提携都市との交流・協力

本府がこれまで蓄積してきた環境保全技術を活かし、その技術等を提供することにより、開発途上国の環境問題の解決を図るため、本府と友好交流関係にある中国上海市と、上海市が直面している水質問題について、水処理技術の具体的な情報を交換するほか、インドネシア東ジャワ州から環境保全に関する研修生の受入を行う。

■JICA(国際協力事業団)との連携(新規)

JICA(国際協力事業団)が平成8年度に新設する集団研修「有害金属汚染対策コース」の研修を実施する。

■APEC環境技術交流促進事業(新規)

関西の自治体、経済界がポストAPEC事業として提案し、インターネットを利用したバーチャルセンターを開設して、環境技術情報の交流を促進する「APEC環境技術交流促進事業」に積極的に参加するとともに、APEC大阪会議一周年記念事業として、標記事業をPRする国際シンポジウムを開催する。

■ニュアース'96への出席参加(新規)

環境保全技術の展示会である「ニュアース'96」に通産省、大阪市等とともに出席参加し、環境に関する府の施策や事業を海外参加者・府民・企業に広く紹介することにより、全国に先駆けた取組を行っている「環境都市・大阪」を世界に発信し、地球環境問題の解決に貢献する。

③国際的な情報ネットワークへの参加

■環境保全技術のデータベース化(新規)

公害対策の歴史や対策技術に関する情報及び環境アセスメントに関する情報など環境保全技術情報のデータベース化を進める。

■インターネットの活用(新規)

データベース化した環境保全技術情報を公害監視センターからインターネットを通じて開発途上国等に提供する。

(4) 地球環境に関する調査研究の推進

①調査研究体制の整備

■地球環境問題に関する研究体制の整備

地球環境問題関連事業を総合的、体系的に実施するため、公害監視センター内に「地球環境問題研究会」を設置し、情報収集、課題検討等を行う研究会及び環境啓発普及事業を実施する。

■地球環境問題研究調整会議の運営

「地球環境問題研究調整会議」を通じて、府立の大学や試験研究機関等の連携体制の強化を図り、地球環境問題に係る試験研究・技術開発に努める。

②調査研究機関等との連携

■(財)地球環境産業技術研究機構との連携
地球環境問題の解決を図る技術開発のため、(財)地球環境産業技術研究機構に対し職員を派遣を行う。

2 環境に優しい地域づくり

(1) 循環型社会へ向けた取組

①省資源、省エネルギーの取組の促進

■省エネルギー化の促進 (一部新規)
大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき規制及び各種削減指導等にあわせて、省エネルギー型施設の導入についても指導・啓発を行い、省エネルギー化を促進する。また、府民による省エネルギーの取組を促進するため、家庭における省エネルギー行動の実績効果を把握する。

■省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立に向けた取組

啓発リーフレットの作成や「省資源・省エネルギー実践コンクール」の実施、「美しい暮らし屋」における消費者啓発、「省資源・省エネルギー国民運動リーダー研修会」の実施を通じて府民の省資源・省エネルギーに対する理解と協力を呼びかけ、省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立をめざす。

②環境共生型エネルギーの利用促進

■地域冷暖房システムの導入促進

「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」に基づき、業務用建築物が集中する地域への地域冷暖房システムの導入を促進する。

■太陽光発電システムの普及・導入促進 (一部新規)

政府系機関である、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が行っている太陽光発電システムについての共同研究事業制度を活用し、府営村野浄水場に太陽光発電システムのモデル的な導入を図り、市町村をはじめとする関係機関、団体等への導入を促進する。

■廃熱利用

温室効果ガスの排出抑制対策の推進を図るため、地域特性に応じた工場廃熱の有効活用システムの導入促進策を検討する。

■ごみ処理施設の余熱利用

未利用エネルギーの有効利用及びごみ処理における省エネルギーの促進を図るため、ごみ処理施設の余熱利用(ごみ焼却時の余熱による温水、蒸気、電力の場内利用、周辺地域への供給、売電等)が促進されるよう、市町村への情報提供や技術的援助を行う。

■上水圧力エネルギーの活用 (新規)

高槻市内の郡家ポンプ場において、受水圧力エネルギーを利用した水力発電設備を整備する。

■環境共生住宅の促進

府営河内長野木戸住宅において「環境と共生するまちづくり事業」として、太陽光発電、風力発電、地中冷熱の利用等住人と環境との共生をめざすことをテーマとした住宅の建設を進める。

③廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進

■ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進

「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、事業者・住民・行政の果たすべき役割と具体的な行動を取りまとめた「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を推進する。

■大阪府産業廃棄物管理計画の推進

事業者責任の原則のもと、「排出管理」「減量化」「適正管理」を基本目標とする「大阪府産業廃棄物管理計画」を推進する。

■建設副産物の再生利用の推進

資源の有効利用を図るため、建築物等の撤去工事に伴って発生するコンクリートがら等の再生利用を図るためのモデル工事を実施する。

■大阪府流域下水道資源リサイクル計画(ミラクルプラン)の推進

流域下水道から発生する処理水・汚泥など有用な資源について、下水道事業の一環としてリサイクルを推進する。平成8年度は、安威川流域において、処理水の再利用のための送水幹線を引き続き建設するほか、淀川右岸流域下水道高機処理場にて、灰溶融設備の建設を行う。

■水道残渣の有効利用の推進

三島浄水場の脱水ケーキ(無薬注排水方式)を、園芸用土及びびグラント用土として有効利用を図るため、(財)大阪府水道サービス公社に委託し、製品の加工及び販売を行う。

■環境共生建築技術の導入

「環境共生建築技術導入の手引き」に基づき、地球環境と共生する府有建築物の整備を推進する。

④経済的手段による環境負荷の低減

■中小企業公営防止、低公害車購入等資金融資制度の推進

中小企業設備近代化資金等助成法に基づき、資金調達に困難な中小企業者に対し、対象となる公営防止設備の購入にかかる費用の2分の1以内を無利子融資する。

中小企業設備近代化資金等助成法に基づき、対象となる公営防止設備の近代化を図ろうとする中小企業にかわって、(財)大阪府中小企業振興協会が設備を購入し、割賦販売又はリースを行う。

府下の中小企業が廃棄物排出量の少ない低公害な自動車に乗り換える場合に、購入資金の融資あっせん及びこれに係る利子補給を行う。

■ごみ処理費用の適正負担のあり方等の調査、検討

「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、ごみ処理費用の適正な負担のあり方についての調査・検討を行う。

(2) 基盤の整備

①緑と水の保全と創出

■公園・緑地、道路等の公共施設の緑化の推進

「緑の中の都市」を形成するため、公園開設面積の拡大を図るとともに、道路緑化事業、市町村補助事業を行う。

■民間施設の緑化の促進

市街地の緑化の推進を図るため、市街地の大部分を占める民間施設を緑化することにより、良好な地域環境を創出することを目的に、大阪府みどりの基金を活用し、府域の民間施設における緑化事業への支援や緑化意識の普及・啓発を通じ民間施設の緑化を推進する。平成8年度は、みどりの整備に対する府民の多様なニーズに柔軟に対応できる効果的な市街地緑化支援・施策を展開する。

■ため池や河川環境の整備

ため池の快速環境づくりを進めるため、親水護岸や遊歩道の整備、多目的広場や水質保全施設の設置、池周辺の緑化工事を実施する。

ため池が広範に点在している地域において、ため池を群としてとらえ、バラエティに富んだ快速な水辺づくりを行う。

芥川、石川、安威川、天野川等において河川の環境整備事業を実施し、石川、茨木川等の大阪府下の河川について、生態系に配慮した多自然型川づくりを推進する。

■森林の保全管理、森林造成事業の推進

森林資源の培養と国土保全を図るため、民有林の造林事業を奨励するとともに、森林の有する多様な公益的機能を高度に発揮させるための森林造成を推進する。平成8年度は、大阪府一円の森林を対象に、単層林整備(造林、下刈、除間伐、枝打)、複層林整備(樹下撫育、下刈)、育成天然林整備(改良)について、事業実施、助成を行う。

②都市構造、都市基盤の整備

■電気自動車などの低公害車の普及

民間分野への低公害車の普及促進を図っていくためには、官公庁における率先導入が重要との認識から、「大阪府低公害車導入指針」に基づき、府公用車への低公害車の導入促進を図る。

■物流関連施設の適正配置等による貨物輸送の効率向上の促進

都市内における物流関連施設の無秩序な立地等による交通混雑を解決し、道路交通の円滑化、都市環境の改善を図るため、既存の物流業務市街地を再整備し、機能の高度化等を図るための検討を行う。

■公共輸送機関の整備、充実

大阪市営地下鉄の市域外延伸に対する補助、近鉄東大阪線利子補給、ニュータウン鉄道建設補助、鉄道軌道近代化設備整備補助を行う。

また、環状モノレール第一期区間(大阪国際空港～南茨木)の大阪国際空港～柴原間の平成8年度末開業を目指すほか、国際文化公園都市モノレール第一期区間(万博記念公園～大阪大学病院前)の工事の進捗を図るとともに、第二期区間(大阪大学病院前～東センター)について、早期の工事着手を目指す。

■ノーマイカーデーの推進

自主規制により自動車利用を抑制する日(「ノーマイカーデー」)を毎月20日とし、マイカー通勤から公共交通機関への転換を喚起し、交通流の円滑化を図る。平成8年度は、マイカー通勤の自粛、業務用車両の持ち帰りの自粛を目標に、ラジオスポット放送の実施、ポスター、チラシの作成・配付、ノーマイカーデーウォークの実施、電光掲示板への掲出、懸垂幕、横断幕の掲出の広報啓発を行う。

■情報ネットワークの整備(新規)

大阪府が蓄積してきた環境保全技術情報のデータベース化を図り、インターネットと接続することで、APEC諸国を始め、世界各国に情報発信する。

付 録

平成8年度 環境関係当初予算（関連事業を含む）一覧

（単位：千円）

部 局 名	平成8年度	平成7年度	増 減
総 務 部	1,300,000	1,000,000	300,000
企 画 調 整 部	1,500	2,000	△500
生 活 文 化 部	23,463	16,519	6,944
環 境 保 健 部	4,375,271	4,328,933	46,338
商 工 部	3,868,167	3,911,125	△42,958
農 林 水 産 部	7,279,684	6,588,202	691,482
土 木 部	195,874,388	226,453,603	△30,579,215
建 築 部	51,701,438	54,673,346	△2,971,908
企 業 局	2,581,383	5,532,300	△2,950,917
水 道 部	6,193,769	6,257,318	△63,549
教 育 委 員 会	1,053,946	1,111,082	△57,136
公 安 委 員 会	2,370,025	1,469,247	900,778
計	276,623,034	311,343,675	△34,720,641

豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

(単位：千円)

項目名	部署名	8予算	7予算	増減
公害防止など環境保全関係法令に基づく規制・指導	総務部	1,300,000	1,000,000	300,000
試験研究体制の整備	生活文化部	8,388	8,388	0
研究開発の推進	生活文化部	12,558	5,158	7,400
豊かな環境づくり大阪府民会議の運営	環境保健部	1,870	2,200	△330
環境影響評価要綱の運用	環境保健部	10,337	10,896	△559
環境影響評価制度の充実	環境保健部	1,331	1,418	△87
関西国際空港環境監視機構の運営	環境保健部	10,436	11,835	△1,399
大阪府域北東部等環境保全推進事業に関する大阪府域環境保全協議会の運営	環境保健部	851	883	△32
環境総合責任者の設置促進	環境保健部	866	1,014	△148
中小企業に対する公害防止資金の融資制度	環境保健部	629,283	686,306	△57,023
中小企業に対する低公害車購入資金特別融資制度	環境保健部	191,040	228,498	△37,458
環境に関する調査研究	環境保健部	17,548	19,830	△2,282
効果的な環境教育手法等に関する調査研究	環境保健部	380	400	△20
奨励制度の充実	環境保健部	1,766	2,076	△310
活動・交流のための地域拠点の整備	環境保健部	7,200	3,500	3,700
発生源、環境質、府民意識及び影響モニタリングの充実(振動)	環境保健部	618	649	△31
発生源、環境質、府民意識及び影響モニタリングの充実	環境保健部	74,316	120,138	△45,820
環境情報コーナー等の充実	環境保健部	9,688	10,730	△1,042
環境の保全と創造に関する実証研究	環境保健部	5,000	0	5,000
環境情報コーナー等の充実	商工部	40,756	40,932	△176
研究開発の推進	商工部	6,097	7,641	△1,544
研究開発の推進	農林水産部	20,976	28,188	△7,212
公害防止など環境保全関係法令に基づく規制・指導	土木部	22,467	21,937	530
社会教育テレビ番組「現代を生きる」の活用	教育委員会	94,338	110,987	△16,649
基本的施策計		2,468,112	2,323,604	144,508

府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現

(単位：千円)

項目名	部署名	8予算	7予算	増減
自家用自動車の使用自粛	企画調査部	1,500	2,000	△500
騒音低減実施対策マニュアルの作成	環境保健部	2,000	0	2,000
民間事業者への助成・普及啓発	環境保健部	38,113	29,912	8,201
低NOx車の普及促進	環境保健部	1,000	1,000	0
土壌による大気直接浄化手法等の検討	環境保健部	145,363	42,822	102,541
ノーマイカーデーの実施	環境保健部	8,000	11,000	△3,000
大阪自動車公害対策推進会議を通じた啓発	環境保健部	5,641	6,151	△510
エコエナジーOSAKAの開催	環境保健部	8,500	11,000	△2,500
低公害車の普及促進	環境保健部	53,766	34,447	19,319
廃家電リサイクル事業の推進	環境保健部	4,200	4,200	0
分別収集促進計画の策定、市町村の分別収集への支援	環境保健部	5,722	0	5,722
再生資源を使用した商品等の利用の促進	環境保健部	15,000	15,000	0
マニフェスト(管理票)システムの徹底	環境保健部	63,435	67,517	△4,082
廃棄物処理施設等に関する調査研究	環境保健部	2,678	2,135	543
市町村の一般廃棄物処理事業に関する技術的援助	環境保健部	751,372	894,441	△143,069
産業廃棄物処理施設の整備の促進	環境保健部	15,000	30,000	△15,000
堺第7-3区埋立処分事業の推進	環境保健部	83,140	49,556	33,584
フェニックス事業(大阪湾圏域広域処理場整備事業)の促進	環境保健部	8,749	11,255	△2,506
ウェイストデータバンクの充実	環境保健部	8,565	9,300	△735
大阪府産業廃棄物管理計画の改訂の検討	環境保健部	11,170	0	11,170
廃棄物対策に係る公共調達のあり方の検討	環境保健部	948	1,500	△552
さんばいフォーラムの開催	環境保健部	665	700	△35
工場・事業場の規制・指導	環境保健部	13,169	15,541	△2,372
地域沖積層システムの導入促進	環境保健部	12,282	6,935	5,357
光化学スモッグ緊急時措置	環境保健部	2,978	3,201	△223
浮遊粒子状物質総合対策の検討	環境保健部	1,831	5,000	△3,169
クリーンエネルギー化の促進	環境保健部	7,000	9,200	△2,200
エネルギーの有効活用の促進	環境保健部	5,236	7,649	△2,413
工場・事業場の規制・指導(大気)	環境保健部	3,375	4,437	△1,062
悪臭物質の排出抑制	環境保健部	682	1,408	△726
大気環境啓発事業の推進	環境保健部	3,200	2,000	1,200
発生源テレメータシステムの整備	環境保健部	96,474	12,043	84,431
大気汚染常時監視	環境保健部	198,624	143,398	55,226
定期的環境モニタリング	環境保健部	999	1,051	△52
合併処理浄化槽の設置促進	環境保健部	104,799	35,510	69,289

項 目 名	部 局 名	8 予 算	7 予 算	増 減
生活排水対策重点地域の指定	環境保健部	5,253	6,596	△1,343
府民啓発の実施	環境保健部	10,104	11,431	△1,327
工場・事業場の排水規制・指導（水質）	環境保健部	25,886	27,167	△1,281
ゴルフ場等農業対策	環境保健部	2,427	2,615	△188
上水道水源の水質保全対策	環境保健部	4,109	4,182	△73
発生源テレメータの整備	環境保健部	72,840	6,207	66,633
公共用水域の水質測定計画の推進	環境保健部	224,431	225,476	△1,045
水質自動観測局による監視・測定	環境保健部	69,298	88,667	△19,369
水質事故の監視	環境保健部	1,167	957	210
有害物質の漏洩の防止	環境保健部	14,004	15,027	△1,023
安全揚水量の解明	環境保健部	4,258	6,580	△2,322
地盤沈下の監視	環境保健部	19,434	19,594	△160
地下水質の監視	環境保健部	8,238	8,541	△303
規制・指導（騒音・振動）	環境保健部	1,949	5,137	△3,188
大阪国際空港に係る航空機騒音の常時測定	環境保健部	10,394	7,251	3,143
関西国際空港に係る航空機騒音の環境監視	環境保健部	5,000	5,000	0
大阪国際空港周辺対策の推進	環境保健部	925,397	1,082,941	△157,544
調査・研究の推進（鉄軌道）	環境保健部	6,700	0	6,700
公害病認定患者死亡見舞金の支給	環境保健部	22,500	25,000	△2,500
公害医療研修事業への助成	環境保健部	1,500	1,500	0
健康被害予防事業の実施	環境保健部	3,020	0	3,020
大気汚染による健康影響調査	環境保健部	9,236	9,553	△317
呼吸器疾患の予防に関する調査研究	環境保健部	13,202	10,075	3,127
水処理及び水質確保に関する研究	環境保健部	34,507	40,203	△5,696
母乳中の有機塩素系化合物の測定調査	環境保健部	1,835	1,033	802
食品・容器包装等のPCB汚染調査	環境保健部	21,303	21,432	△129
食品等の残留農薬に関する調査研究	環境保健部	9,038	7,190	1,848
環境汚染による健康影響等の監視体制の整備	環境保健部	194	204	△10
府・市町村公害苦情相談窓口（大気）	環境保健部	985	1,046	△61
府・市町村公害苦情相談窓口	環境保健部	222	254	△32
公害審査会の運営	環境保健部	1,051	1,177	△126
公害防止管理者等研修会の開催	環境保健部	55	65	△10
リスクアセスメント手法の検討	環境保健部	380	400	△20
保健所における環境保健業務の実施	環境保健部	3,633	3,255	378
規制・指導（水質）	環境保健部	1,349	2,713	△1,364
大阪府自動車排出量削減計画策定協議会等の運営	環境保健部	7,446	4,243	3,203
排出量の把握等	環境保健部	11,525	15,300	△3,775
輸送効率の向上	商 工 部	26,185	11,287	14,898
産業立地促進融資	商 工 部	769,000	825,000	△56,000
中小企業設備貸与	商 工 部	10,000	10,000	0
中小企業設備近代化資金融資	商 工 部	3,000,000	3,000,000	0
農業集積排水処理施設の設置促進	農林水産部	148,400	23,460	124,940
肥料の適正使用の促進	農林水産部	8,100	8,000	100
ゴルフ場等農業対策	農林水産部	792	1,275	△483
物流拠点の整備	土 木 部	12,000	5,000	7,000
公共交通機関の整備及び利便性の向上	土 木 部	21,341,353	53,736,260	△32,394,907
歩道・自転車道・駐輪場の整備	土 木 部	4,874,000	4,829,000	45,000
交通の分散化や道路機能の分化の促進	土 木 部	46,454,000	49,155,000	△2,701,000
駐車対策の推進	土 木 部	194,865	885,071	△690,206
ノーマイカーデーの実施	土 木 部	20,490	31,687	△11,197
遮音壁・集塵の設置	土 木 部	511,000	274,000	237,000
路肩の改良（低騒音舗装の敷設、路肩の補修）	土 木 部	711,000	600,000	111,000
高架等の構造の改善（連続桁の採用、既設桁の連結等）	土 木 部	100,000	0	100,000
流域下水道事業の推進	土 木 部	74,017,119	70,971,031	3,046,088
公共下水道事業の推進	土 木 部	2,044,900	1,503,000	541,900
港湾等の浄化事業（堺泉北港船舶廃油処理、港内清掃事業）	土 木 部	113,948	98,299	15,649
河川の清掃	土 木 部	3,300	3,300	0
船舶等廃油、流出油対策	土 木 部	9,296	8,737	559
雨水の貯留浸透施設の設置	土 木 部	9,000	0	9,000
物流拠点の整備	土 木 部	6,566,800	5,306,570	1,260,230
府有施設の整備における発生防止	農 業 部	763,952	336,405	427,547
水道残渣の有効利用の推進	水 道 部	17,530	6,800	10,730
地下水の代替水の供給	水 道 部	6,086,526	6,250,518	△163,992
交通管制システムの整備	公安委員会	2,353,944	1,452,770	901,174

項 目 名	部 局 名	8 予 算	7 予 算	増 減
府警察機関による公害関係事犯の検挙	公安委員会	16,081	16,477	△396
生 活 環 境 計		173,422,637	202,488,268	△29,065,631

自然と共生する豊かな環境の創造

(単位：千円)

項 目 名	部 局 名	8 予 算	7 予 算	増 減
長松自然海岸保全地区及び小島自然海岸保全地区の保全・整備	環境保護部	2,545	3,763	△1,218
樹木野生鳥獣の救護	農林水産部	2,221	2,221	0
鳥獣保護思想の普及啓発	農林水産部	7,385	7,262	123
おたけツツクワ・イソハ・ラ・フネトキ等の保護	農林水産部	2,246	2,246	0
地域の野生動物の保護、生息・生育環境の整備(大塚町等の自然保護)	農林水産部	12,207	14,075	△1,868
自然環境保全地域の指定と保全	農林水産部	3,668	3,668	0
緑地環境保全地域の指定と保全	農林水産部	4,890	4,767	123
和泉葛城山ブナ林の保全	農林水産部	4,937	4,658	279
保安林の保全・管理	農林水産部	8,339	8,758	△419
自然環境保全指導員制度の運用	農林水産部	15,745	15,689	56
森林保全員制度の運用	農林水産部	11,832	11,621	211
森林造成事業の推進	農林水産部	213,772	214,785	△1,013
治山事業の推進	農林水産部	1,417,630	1,304,252	113,378
森林景観保全整備事業の推進	農林水産部	36,434	33,744	2,690
保安林整備緊急対策事業の推進	農林水産部	62,600	65,079	△2,479
間伐の促進	農林水産部	8,634	19,840	△11,206
鎮守の森整備事業の推進	農林水産部	13,300	14,000	△700
赤とんぼ計画の推進	農林水産部	7,420	4,720	2,700
農空間整備事業の推進	農林水産部	28,000	0	28,000
広域農業公園「愛農遊農いこいのさと」構想の推進	農林水産部	4,425	0	4,425
府民よるさとむら推進事業の推進	農林水産部	3,100	3,100	0
府民牧場の整備	農林水産部	5,609	7,000	△1,391
いきいき水路モデル事業の推進	農林水産部	712,371	288,745	423,626
オアシス整備事業の推進	農林水産部	698,922	890,670	△191,748
地域総合オアシス整備事業の推進	農林水産部	352,168	257,400	94,768
なごさ保全創造事業の推進	農林水産部	200,000	200,000	0
漁場保全対策事業の推進	農林水産部	24,000	16,000	8,000
魚籠の設置	農林水産部	105,000	105,000	0
自然調和型漁港推進事業の推進	農林水産部	250,000	0	250,000
空港周辺海域整備事業の推進	農林水産部	11,237	13,220	△1,983
職増進センターの活用	農林水産部	171,355	175,923	△4,568
自然公園整備・管理・運営事業の推進	農林水産部	202,084	210,769	△8,685
府民の森利用促進・管理・運営事業の推進	農林水産部	921,285	968,202	△44,917
山地美化キャンペーンの推進	農林水産部	1,360	1,600	△240
国定公園の拡大	農林水産部	1,000	1,000	0
府立自然公園構想の推進	農林水産部	1,000	3,000	△2,000
森林利用施設の整備・管理	農林水産部	293,329	314,962	△21,633
環状自然歩道の整備	農林水産部	87,149	138,900	△51,751
府民参加の森づくり事業の推進	農林水産部	17,311	18,746	△1,435
森林風景教育実施事業の推進	農林水産部	1,150	1,000	150
魚とふれあえる水辺の整備	農林水産部	3,440	3,500	△60
ふれあい漁港漁村整備事業の推進	農林水産部	375,000	305,000	70,000
自然環境に関する教育及び学習の振興	農林水産部	2,911	3,094	△183
自然環境に関する情報の収集・提供	農林水産部	100	100	0
緑の少年団育成事業の推進	農林水産部	1,000	1,000	0
水と緑豊かな溪流砂防事業の推進	土木部	470,000	1,126,000	△656,000
砂防環境整備事業の推進	土木部	30,000	30,000	0
「河川水辺の国勢調査」の充実	土木部	1,000	1,000	0
人工湖・運河、遊園地等の整備(遊園・遊歩道整備推進事業、遊大塚湖遊歩道整備等)	土木部	497,000	973,236	△476,236
河川環境整備事業の推進	土木部	4,917,000	4,757,000	160,000
ふるさと砂防事業の促進	土木部	120,000	50,000	70,000
海岸愛護月間による啓発	土木部	975	1,058	△83
二色の浜環境整備事業の推進	企業局	517,801	969,300	△451,499
自 然 環 境 計		12,863,887	13,568,673	△704,786

文化と伝統の香り高い環境の創造

(単位：千円)

項 目 名	部 局 名	8 予 算	7 予 算	増 減
緑化樹記付事業の推進	農林水産部	221,143	244,493	△23,350
民間施設緑化推進事業の推進	農林水産部	126,000	140,000	△14,000

項 目 名	部 局 名	8 予 算	7 予 算	増 減
緑化の知識の普及、指導	農林水産部	144,607	151,552	△6,945
緑化運動の推進	農林水産部	7,890	8,190	△300
健康と生きがいを支える府営公園の整備	土木部	18,419,733	13,572,139	4,847,594
治水緑地の整備	土木部	10,850,000	15,344,000	△4,494,000
河川再生事業の推進	土木部	105,000	30,000	75,000
地域交通拠点（水辺プラザ）の整備	土木部	30,000	0	30,000
河川浄化事業	土木部	709,000	680,000	29,000
スーパー堤防の整備	土木部	340,000	42,000	298,000
港湾環境整備事業の推進	土木部	310,000	290,236	19,764
エコポート（環境と共生する港湾）の推進	土木部	10,000	0	10,000
休憩場・案内標識の設置	土木部	623,000	750,000	△127,000
電線類の地中化の促進	土木部	814,450	701,472	112,978
放置自転車解消のための広報・啓発	土木部	20,212	25,440	△5,228
駐輪場の整備の促進	土木部	20,000	20,000	0
まちづくり功労者の表彰	土木部	850	1,000	△150
英化運動の支援	土木部	5,130	5,130	0
歴史のみち・歴史をめぐる遊歩道整備事業の推進	土木部	60,000	75,000	△15,000
ウォーキング・トレイル事業の推進	土木部	57,500	0	57,500
案内標識の整備	土木部	458,000	550,000	△92,000
庁舎・府営住宅の緑化	建築部	97,850	103,000	△5,150
大阪施設緑化費（みどりの景観費）	建築部	3,000	3,000	0
府営住宅の整備	建築部	50,632,605	54,045,294	△3,412,689
建築協定制度の活用	建築部	1,280	1,280	0
府営住宅市街地整備促進事業	建築部	161,066	161,320	△254
大阪都市景観整備費	建築部	1,500	1,500	0
まちづくり功労者の表彰	建築部	850	1,000	△150
団体等の交流の場の設置	建築部	504	593	△89
南大阪河岸整備事業の推進	企業局	2,063,582	4,563,000	△2,499,418
府立学校の緑化	教育委員会	2,000	10,000	△8,000
空路等、公有化整備事業への助成	教育委員会	338,700	285,899	52,801
埋蔵文化財の保全及び調査	教育委員会	45,375	69,998	△24,623
府立博物館の運営	教育委員会	551,296	594,522	△43,226
市町村郷土資料館等への支援	教育委員会	16,737	33,474	△16,737
歴史情報の提供	教育委員会	3,599	4,402	△803
文化財指導員による指導	教育委員会	1,901	2,000	△99
都 市 環 境 計		87,254,360	92,510,734	△5,256,374

地球環境の保全に資する環境に優しい社会の創造

(単位：千円)

項 目 名	部 局 名	8 予 算	7 予 算	増 減
省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立に向けた取組	生活文化部	2,517	2,973	△456
地球環境関西フォーラムへの参加	環境保健部	300	300	0
大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議	環境保健部	8,896	9,221	△325
温室効果ガス等モニタリング調査等の実施	環境保健部	676	610	66
大阪府フロン対策協議会の設置・運営	環境保健部	7,126	1,269	5,857
毒性物質のメカニズムの研究	環境保健部	1,657	2,110	△453
UNEP（国連環境計画）国際環境技術センターへの支援	環境保健部	41,645	40,162	1,483
海外友好提携都市との交流・協力	環境保健部	818	2,518	△1,702
海外友好提携都市との交流・協力	環境保健部	400	3,194	△2,794
ニューアース'96への出展参加	環境保健部	15,000	0	15,000
環境保全技術のデータベース化	環境保健部	18,600	0	18,600
地球環境問題に関する研究体制の整備	環境保健部	998	1,152	△154
地球環境問題研究調査会議の運営	環境保健部	475	2,500	△2,025
(財)地球環境産業技術研究機構との連携	環境保健部	23,249	22,440	809
太陽光発電システム、太陽熱利用の普及・導入促進	環境保健部	52,800	2,000	50,800
脱フロン技術の普及	商工部	16,129	16,285	△156
民間施設の緑化の促進	農林水産部	294,210	325,728	△31,518
環境共生住宅の促進	建築部	38,831	19,954	18,877
上水圧力エネルギーの活用	水道部	89,713	0	89,713
地 球 環 境 計		614,036	452,396	161,642

合 計		276,623,034	311,343,675	△34,720,641
-----	--	-------------	-------------	-------------